

社会保障分野における 番号制度の導入について

平成27年2月20日(金)
厚生労働省 情報政策担当参事官
鯨井 佳則

資料目次

・地方公共団体の準備	P.7
(1) 番号制度の導入に向けて	P.8
(2) 地方公共団体の社会保障関係事務における番号利用の概要	P.9
(3) 社会保障分野における番号利用による効果	P.11
(4) 個人番号の利用・情報連携を行う具体的な手続	P.18
(5) 番号制度導入の準備	P.19
(6) 番号制度導入の準備に必要な法令等	P.20
(7) 業務フローの確認及び見直し	P.23
(8) 業務システム改修に係る国庫補助等	P.26
・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインのポイント	P.34
・事業主向け広報	P.41

社会保障・税番号制度の仕組み

◎個人に

- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
- ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
- ④**最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている**
新たな「**個人番号**」を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

③本人確認

- ◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み
- ◎個人が自分の**個人番号の真正性を証明**するための仕組み。
 - ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
 - 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み



番号制度導入によるメリット～導入前～

住 民

各種手当の申請時、関係各機関を回って、添付書類を揃える。

医療保険者

年金支給者

県庁

市役所

各種手当の申請時に必要となる情報(例)

- ・住民票関係情報(市町村長)
- ・地方税関係情報(市町村長)
- ・障害者関係情報(都道府県知事)
- ・医療保険給付関係情報(医療保険者)
- ・年金給付関係情報(公的年金給付の支給者)

各種添付書類等

行政機関・地方公共団体等の間や、各団体内部の業務間における情報の連携が不足していること等から、本来給付を受けることができるが未受給となっている者がいる一方で、本来給付を受けることができないにもかかわらず不正に給付を受けている者がいる状況が発生。

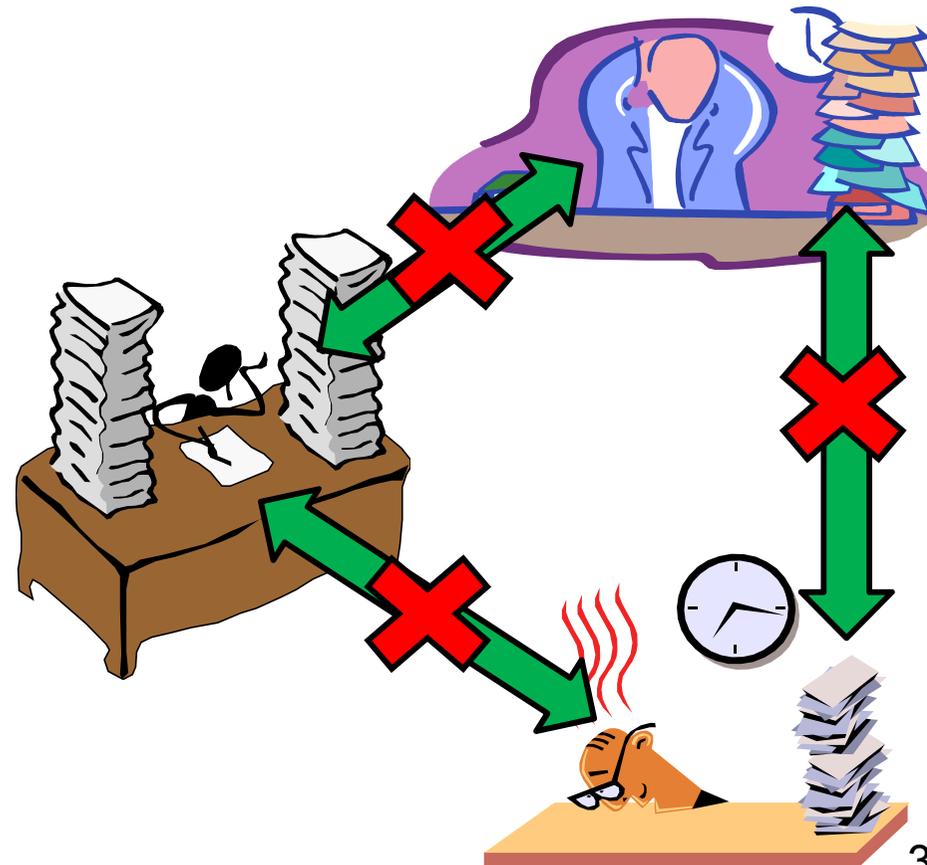
「住民」と「行政」の両者にとって過重な負担

行 政

① 確認作業等に係る業務に多大のコスト

- ・住民に提供されるサービスの受給判定のために、他自治体、関係機関から收受した情報を確認する手間・作業の負担が大きい。
- ・外部から提供されたデータと自治体内で保管するデータとを結びつける作業時に、転記・照合・電算入力ミスが発生する可能性。
- ・手作業による事務、書類審査が多く、手間と時間、費用がかかる。

② 業務間の連携が希薄で、重複して作業を行うなど、無駄な経費が多い。



番号制度導入によるメリット～導入後～

番号で、こう変わる

行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報が、**同一人の情報であるということの確認**を行うことができ、行政機関、地方公共団体等において当該個人情報の照会・提供を行うことが可能となる。

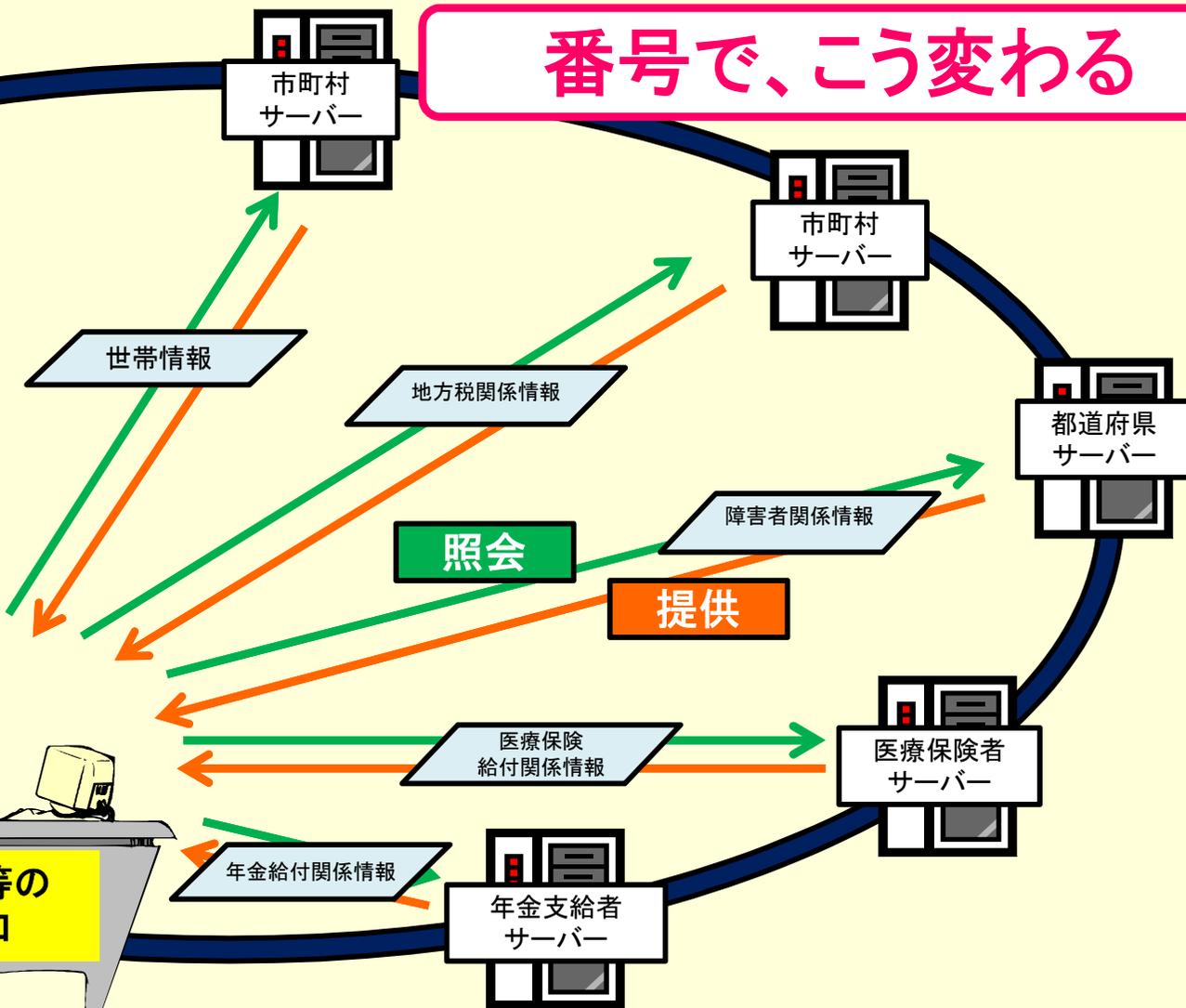
行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、**真に手を差し伸べるべき者に対しての、よりきめ細やかな支援**が期待される。



諸手当申請書



社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、**申請者が窓口で提出する書類が簡素化される**こととなる。



社会保障・税番号制度の全体スケジュール

平成25年 5 月	番号関連法の成立・公布
平成26年度～	システム改修等の設計・構築
平成27年10月～	国民への <u>個人番号の通知</u> の開始
平成28年 1 月～	順次、 <u>個人番号の利用</u> の開始 <u>個人番号カードの交付</u> の開始 (個人の申請により市町村が交付)
平成29年 1 月～	国の機関間での情報連携の開始
平成29年 7 月目途～	<u>地方公共団体・医療保険者等との 情報連携</u> も開始

個人番号の利用範囲

別表第一(第9条関係)

社会保障分野

年金分野

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等

労働分野

⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等

福祉・医療・その他分野

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等

具体的な事務は
番号法別表に基づく主
務省令※で規定

※ 行政手続における特定の
個人を識別するための番号
の利用等に関する法律別表
第一の主務省令で定める事
務を定める命令(平成26年
内閣府・総務省令第5号)

税分野

⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

災害対策
分野

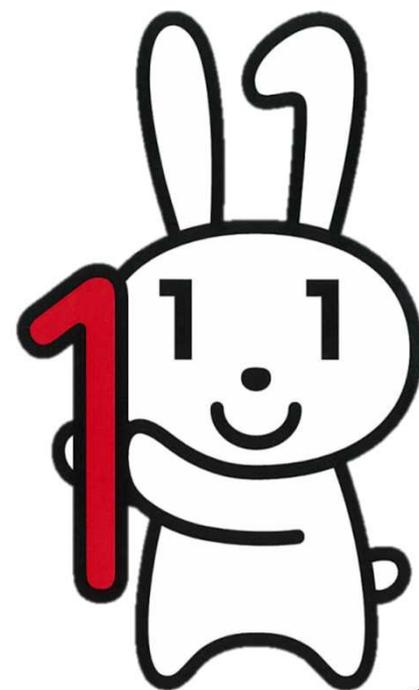
⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。
⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

地方公共団体の準備

1. 番号制度の導入に向けて

- 社会保障・税番号制度の導入により、地方公共団体において生活保護、児童手当、介護保険といった社会保障分野の事務に個人番号を利用することとなります。
- これにより、同一の住民の方の情報を適切に管理することができようになるとともに、各種給付事務などに必要な、他の機関の保有する情報を、オンラインで共有することが可能になります。
- 地方公共団体における番号制度の導入準備については、当省の他、内閣官房、総務省から各種資料が提供されていますので、これら資料を確認の上、平成28年1月の番号利用開始及び平成29年7月の情報連携開始に向け、着実な準備を進めていただきますよう、よろしく申し上げます。



2. 地方公共団体の社会保障関係事務における番号利用の概要

番号利用：行政機関における個人番号を利用した対象者情報の管理(番号法別表第1関連)

- 行政機関は、番号法別表第1に規定する事務を処理するため、個人番号を利用した対象者情報の管理を行うことが可能。
 - 行政機関は、個人番号が記載された申請書、届出書等の提出を受け、提出者その他必要な者(世帯員、児童等が想定される。)の個人番号を取得。
 - このため、申請書、届出書等の記載事項、様式に個人番号・法人番号の追加を行う厚生労働省令の改正を実施予定。(H27.2現在、デジタルPMOで改正内容を掲載中)
一方、通知書等には、個人情報保護の観点から、原則個人番号の追加は行わないことが考えられる。
- ※ 制度導入の際に既に保有している対象者情報については、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携が必要となる者等と個人番号との紐付け(初期突合)を実施。

(参考)

番号法第9条第1項

別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

情報連携：情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携の実施・添付書類の省略(番号法別表第2関連)

- 情報照会機関は、番号法別表第2に規定する情報照会機関の事務を処理するため、対象者の同表に規定する情報(所得情報、住民票世帯情報等)を、情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供機関に照会。
 - ※ 情報照会機関は、対象者の個人番号に対応する符号、情報項目、情報提供機関の名称等を指定して送信。
- 情報提供機関は、上記の情報照会機関からの照会を受け、対象者の番号法別表第2に規定する情報を、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会機関に提供。
- 上記の情報提供が実施された場合においては、対象者の当該情報に係る添付書類が提出された取扱いとなり、当該書類の添付省略が可能となる。

(参考)

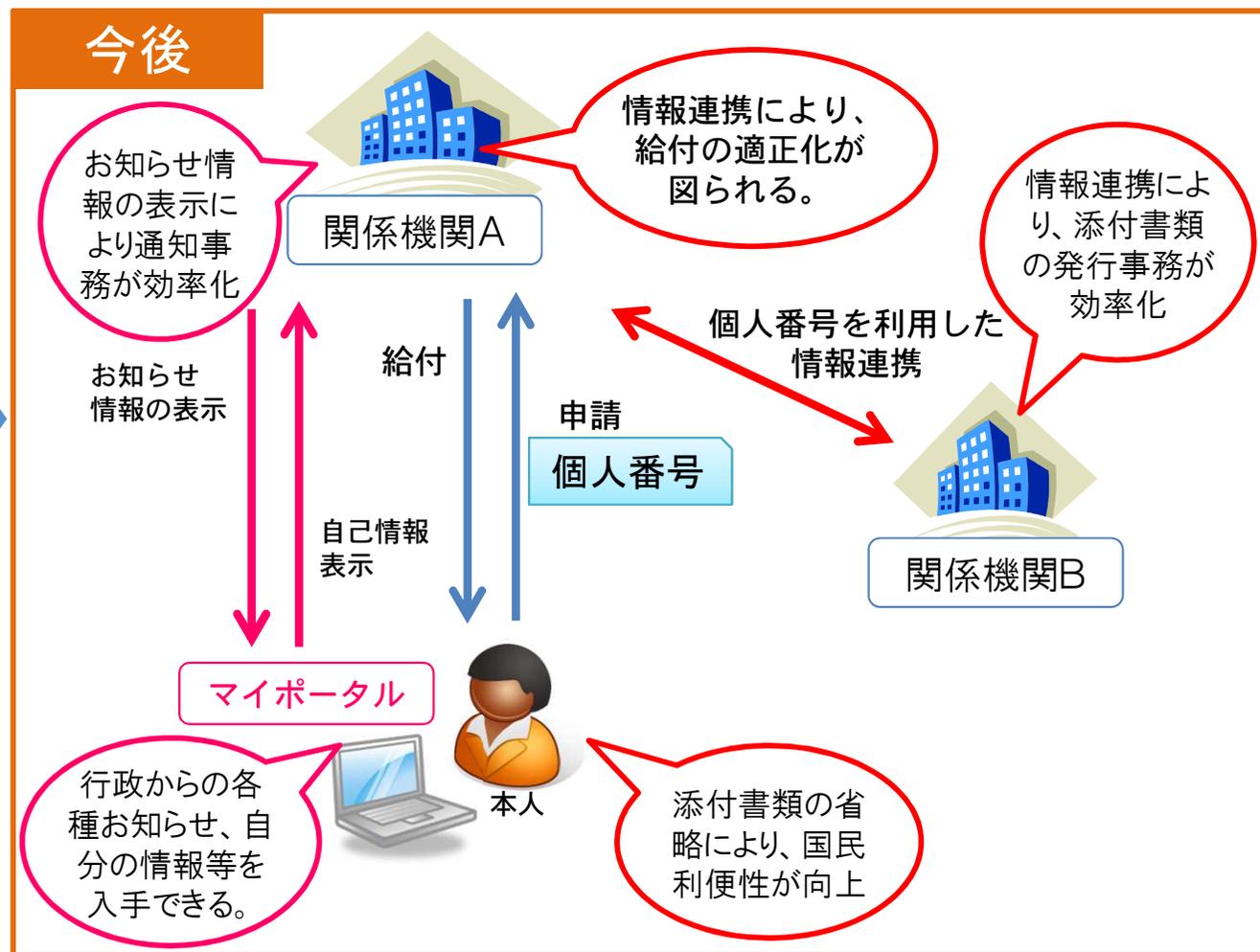
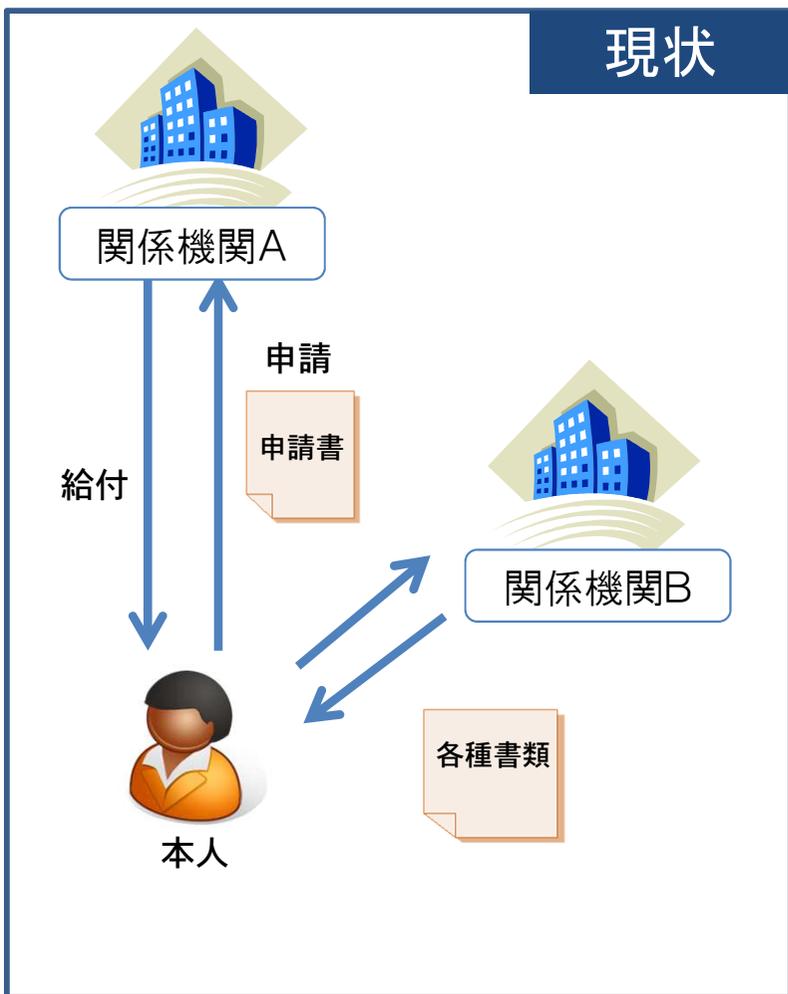
番号法第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

七 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

番号法第22条2項 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

3. 社会保障分野における番号利用による効果

- ① 住民票・所得証明書等の添付省略
- ② 異なる制度間における給付調整の確実性の向上
- ③ 情報提供等記録開示システム(マイポータル)を活用したお知らせ情報の表示



○ 社会保障の手続では、所得証明書などの添付書類をAから求められた場合、本人はBから取得した上で申請している。

○ AとBとの間で併給を禁止している場合などは、本人の申告に基づき給付の調整をしている。

○ 番号制度導入後は、AとBの間で情報をやりとりすることで、添付書類の省略や給付の適正化が図られる。

保護の決定実施に必要な調査

※平成27年2月時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

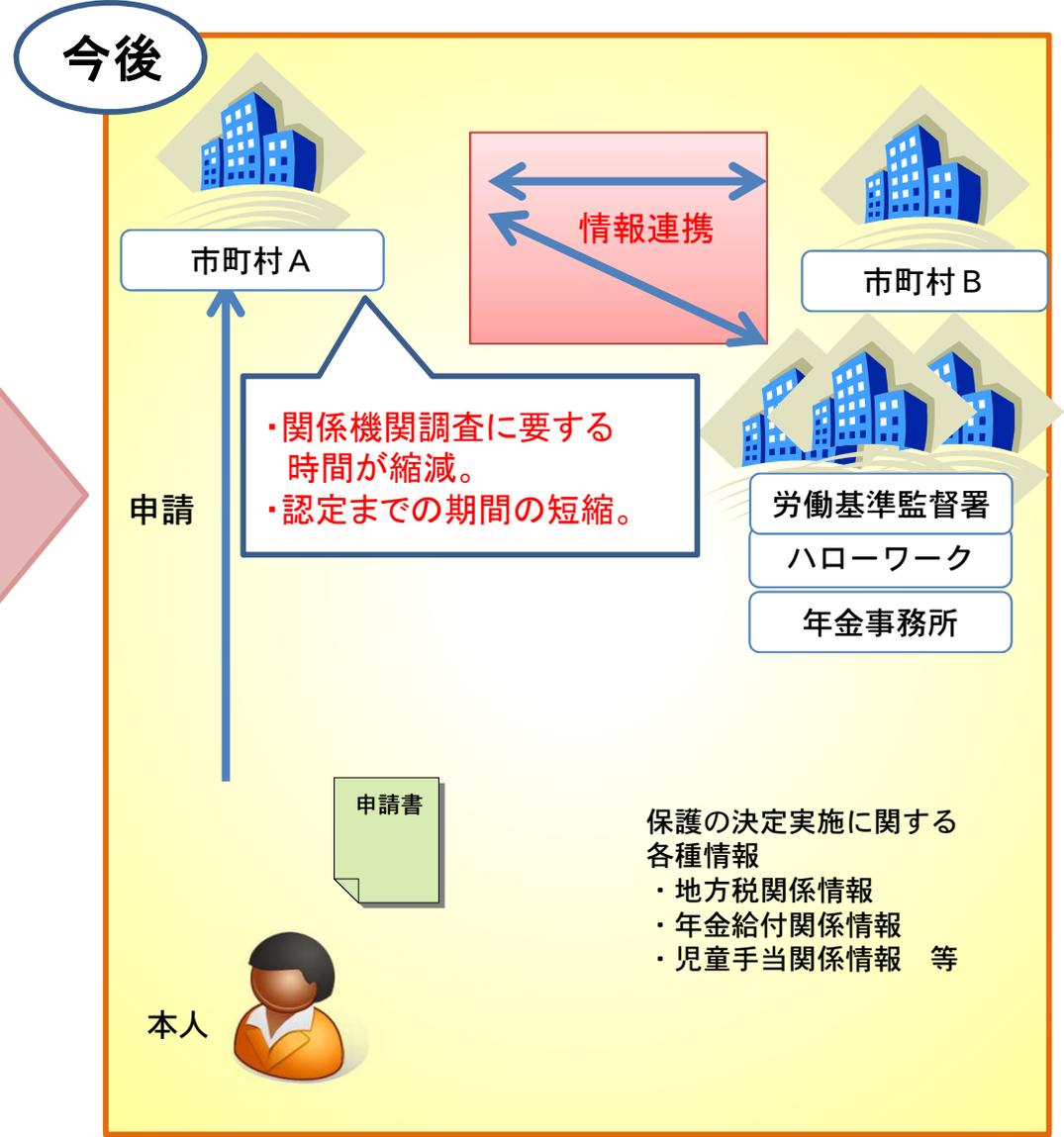
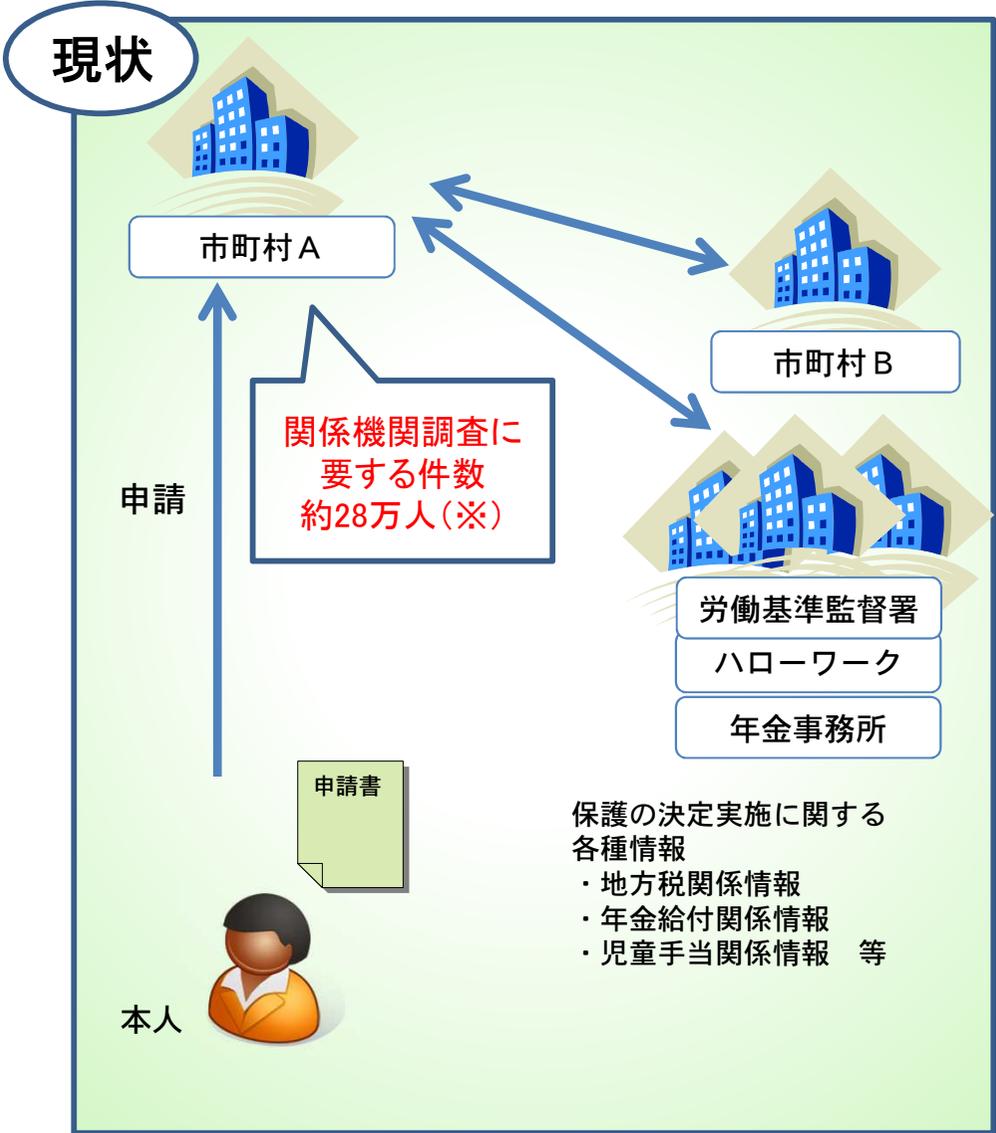
【制度の概要】

保護の決定実施のため、以下のような調査を実施。

- ・預貯金、保険、不動産等の資産調査
- ・年金等の社会保障給付、就労収入等の調査

【番号制度導入後の効果】

必要に応じて情報提供ネットワークシステムを通じて、保護の決定実施に関する情報を他市町村等に照会。
当該情報等に基づき保護の決定実施。



※生活保護申請件数 約28万件(平成24年度被保護者調査)。

特別障害者手当の支給申請

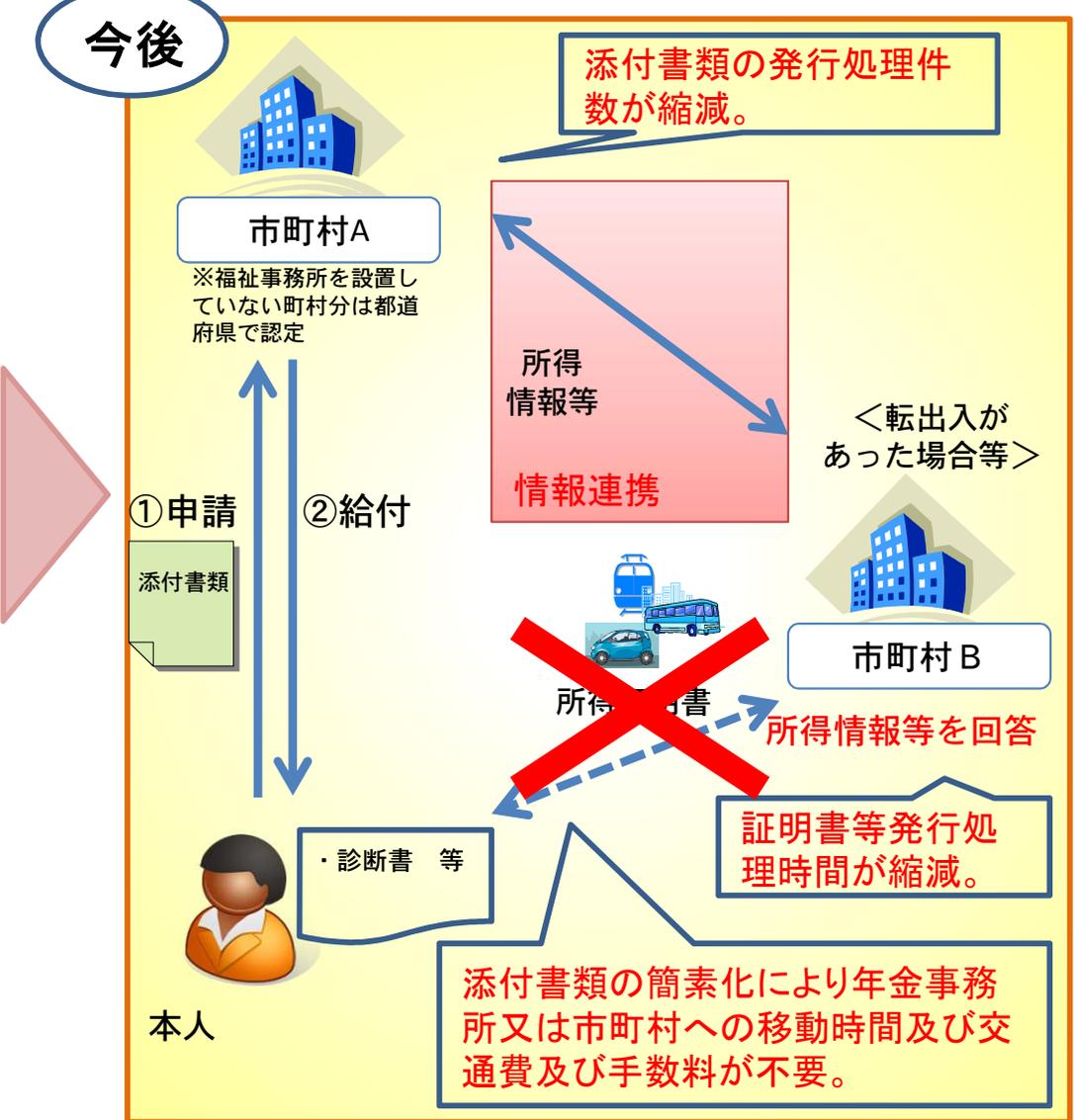
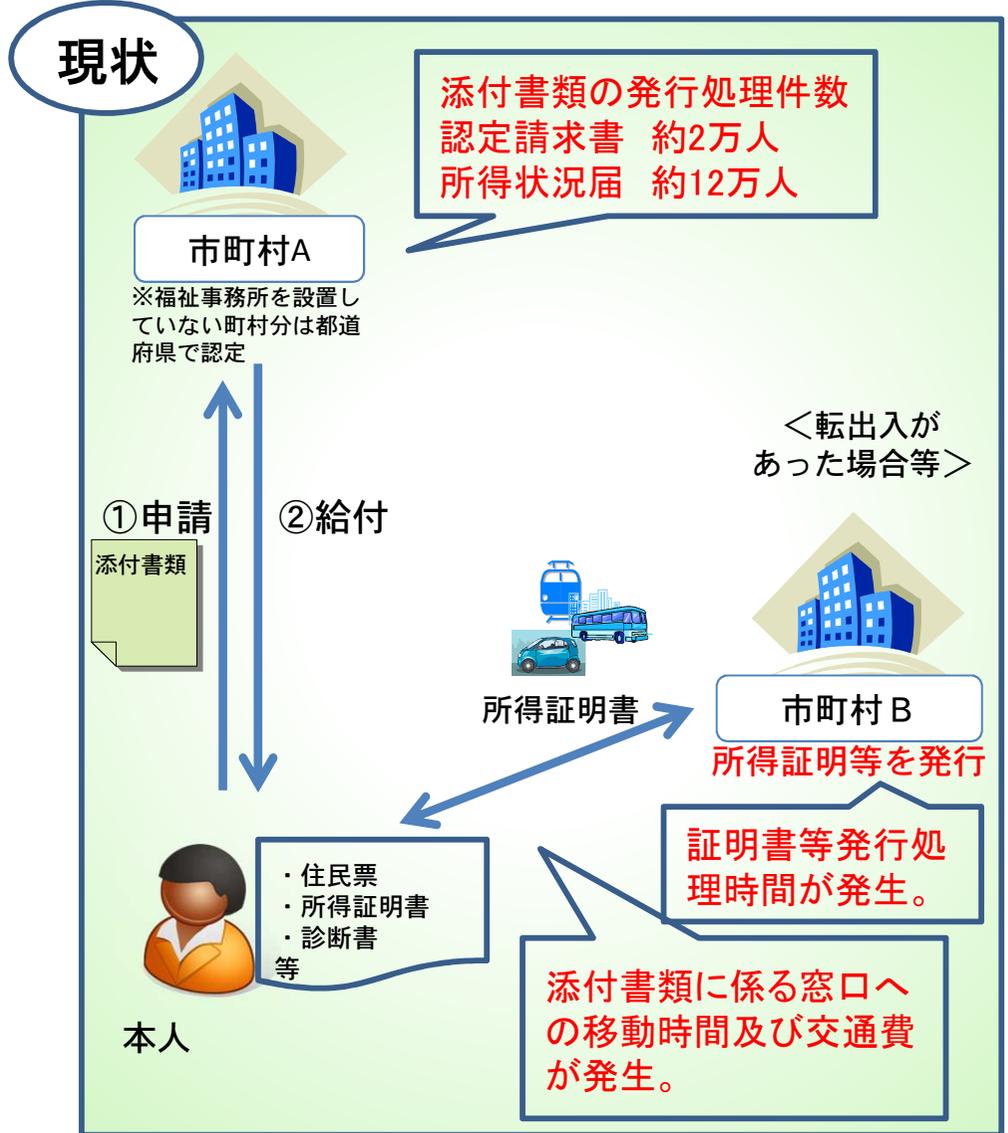
※平成27年2月時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

【制度の概要】

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上の場合には支給されない。添付された住民票、所得証明書等に基づき審査。

【番号制度導入後の効果】

住民票、所得証明書の添付を省略し、情報提供ネットワークシステムを通じて、必要に応じて所得情報等は他市町村に照会。当該情報等に基づき審査。



※認定請求書受付件数 約 2万件(平成25年度福祉行政報告例)。
 所得状況届受付件数 約12万件

児童扶養手当の認定請求

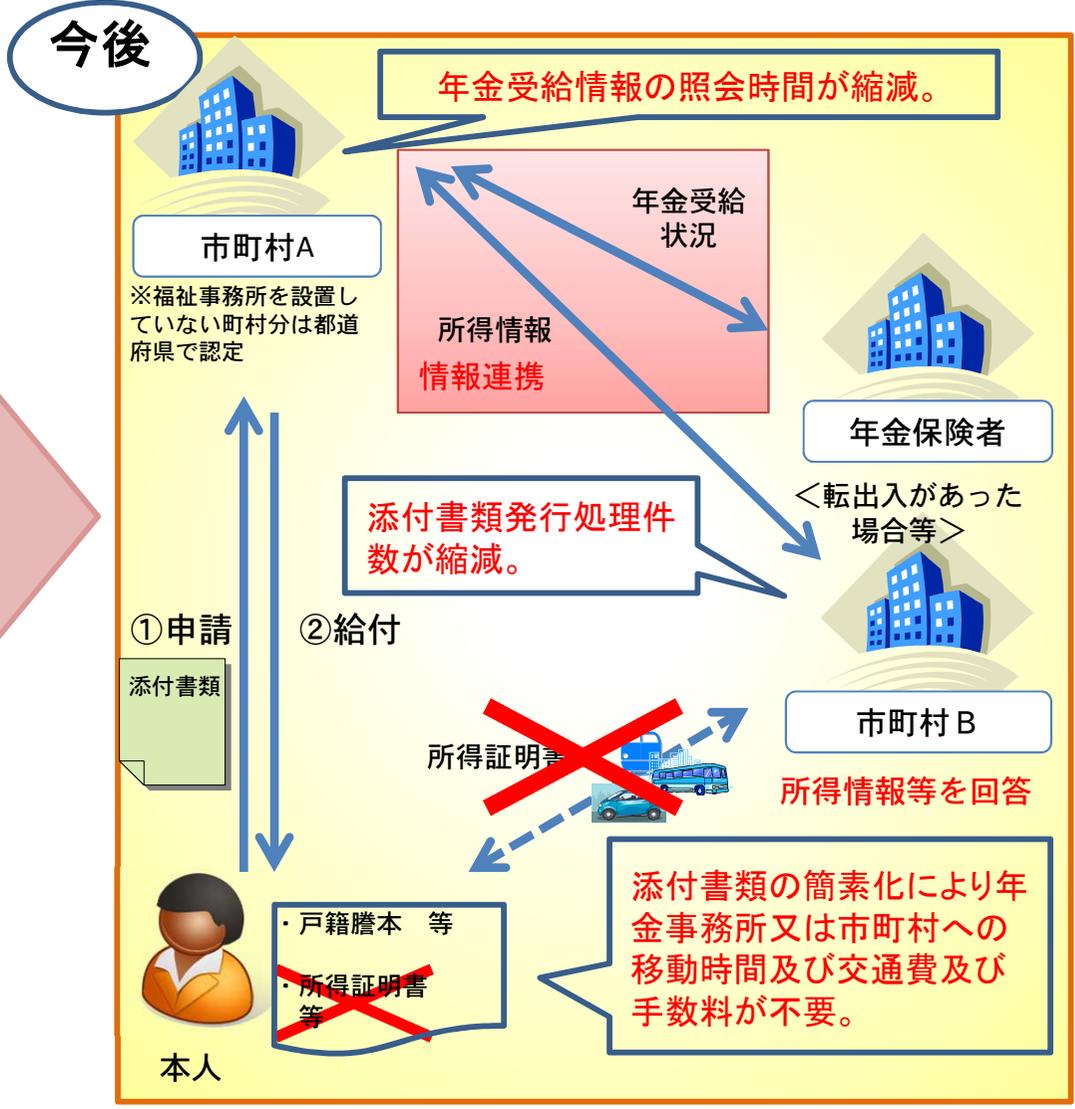
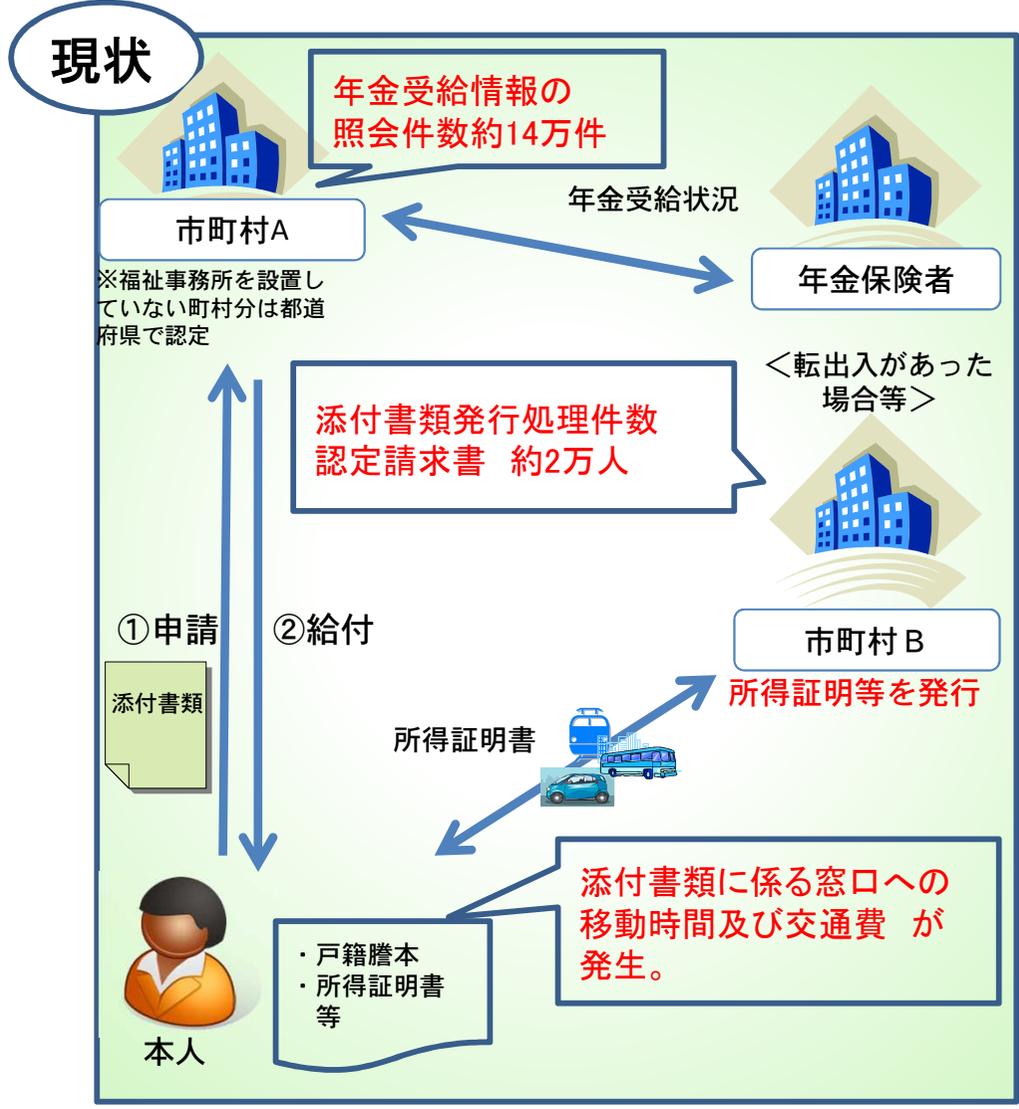
※平成27年2月時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

【制度の概要】

受給資格を証明するため、申請者、配偶者、扶養義務者の所得証明等を添付、添付された住民票、所得証明書等に基づき審査。年金受給状況は、年金保険者に照会。

【番号制度導入後の効果】

住民票、所得証明書の添付を省略し、オンラインで年金受給状況は年金保険者に、必要に応じて所得情報等は他市町村に照会。当該情報等に基づき審査。



※認定請求書受付件数 約 14万件
 現況届受付件数 約110万件(平成25年度福祉行政報告例)

国民健康保険の資格取得の届出

※平成27年2月時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

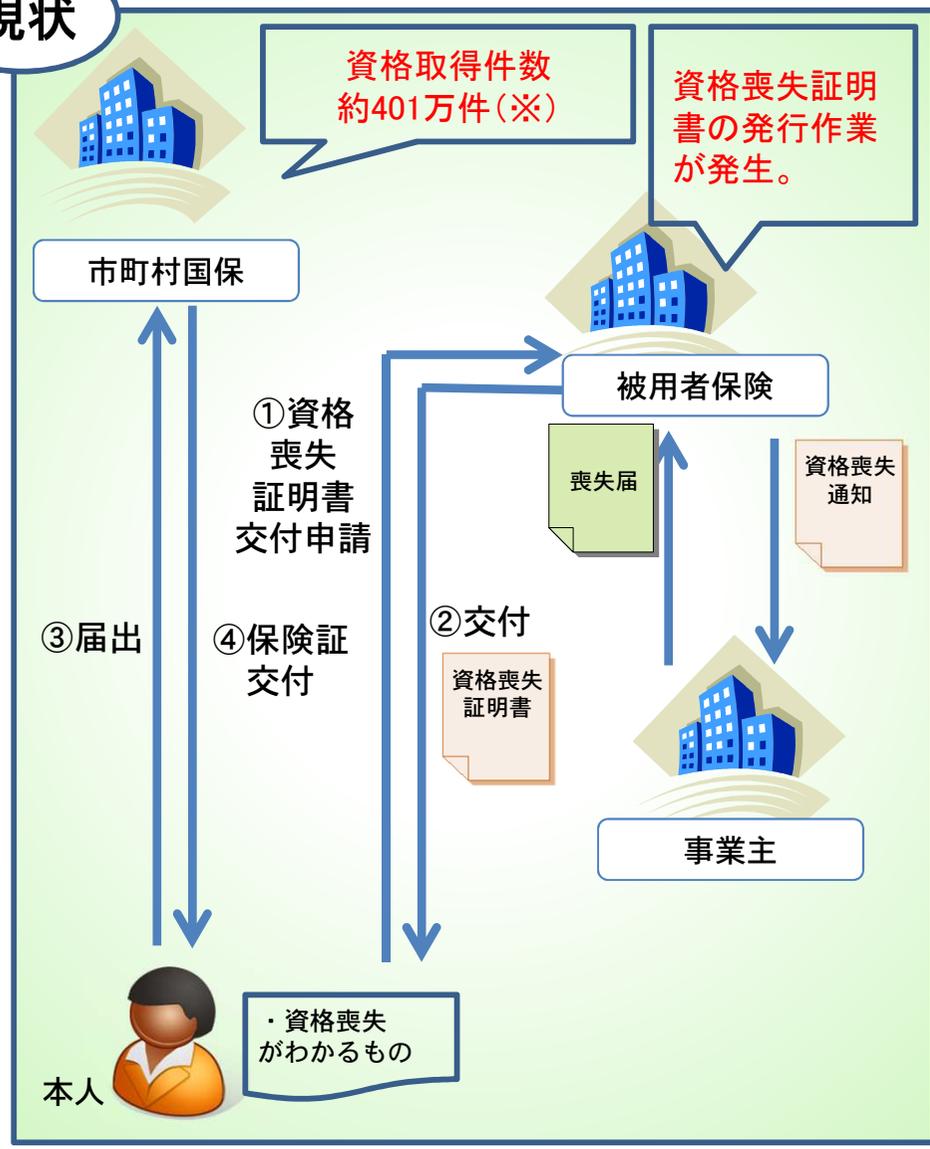
【制度の概要】

資格取得届+被用者保険の資格喪失がわかる書類を確認し、資格取得処理。保険証交付。

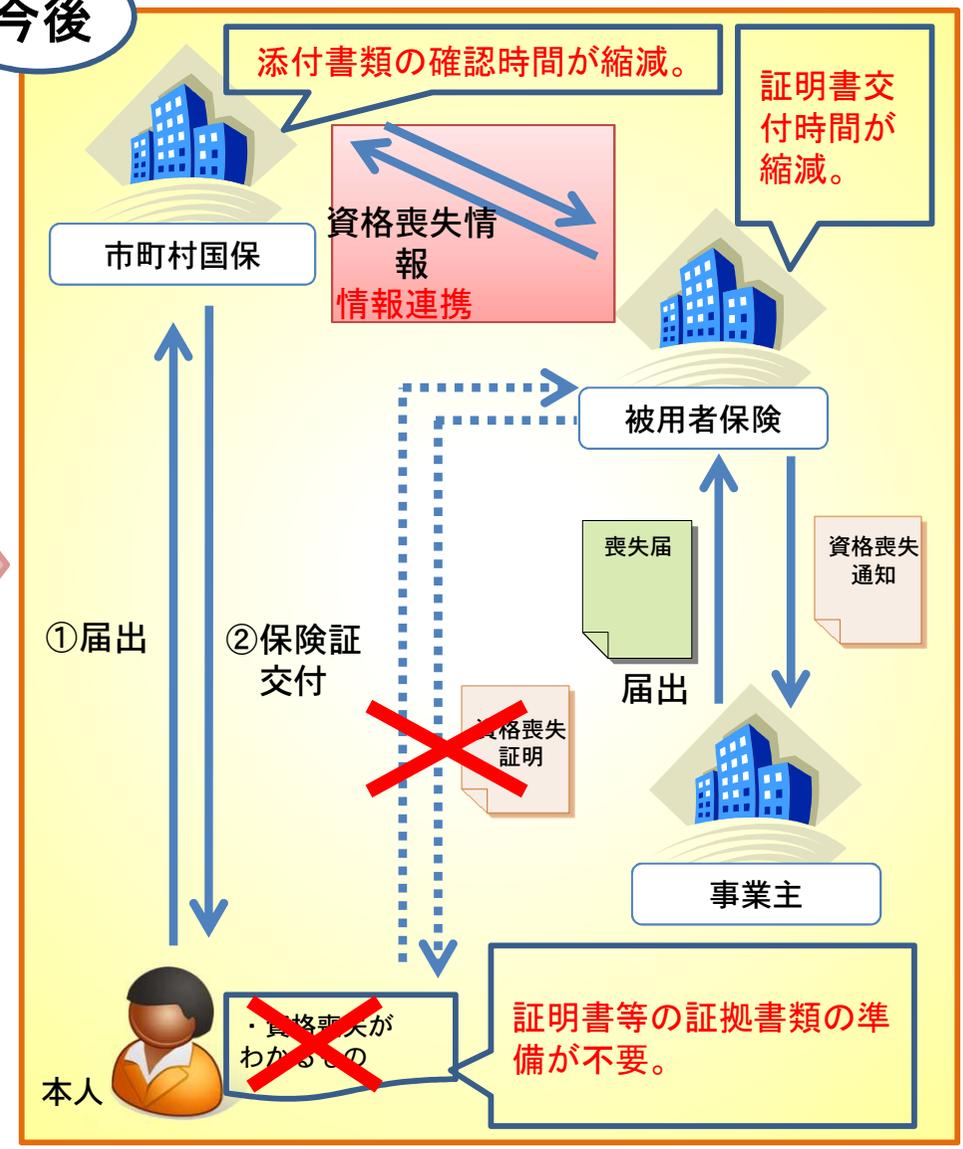
【番号制度導入後の効果】

被用者保険から、情報提供ネットワークシステムを通じて資格喪失情報を受け取り、本人の届出をもって資格取得処理。保険証交付。

現状



今後



(※)被用者保険を離脱し国民健康保険の資格を取得した件数は約401万件(平成24年度国民健康保険事業年報)。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定

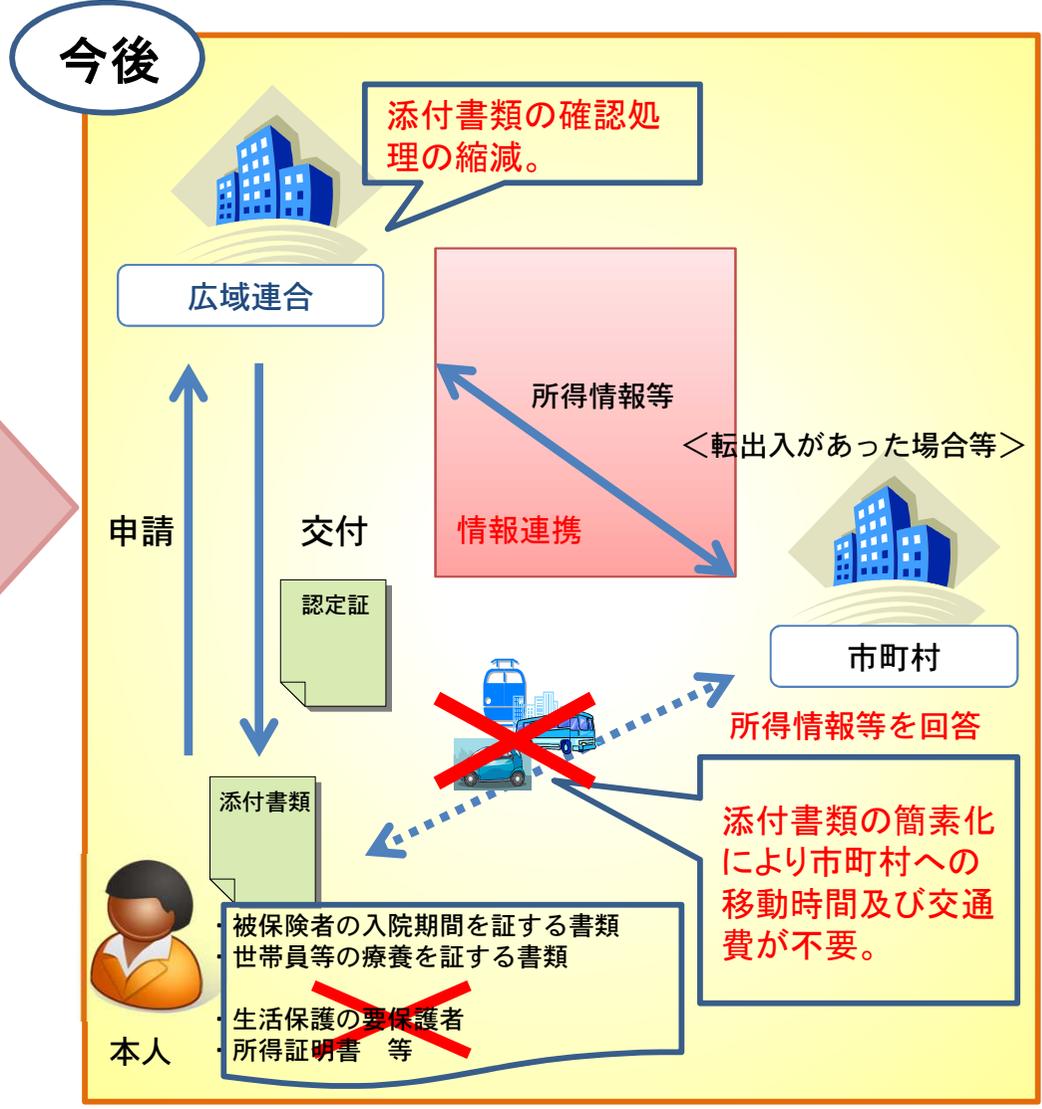
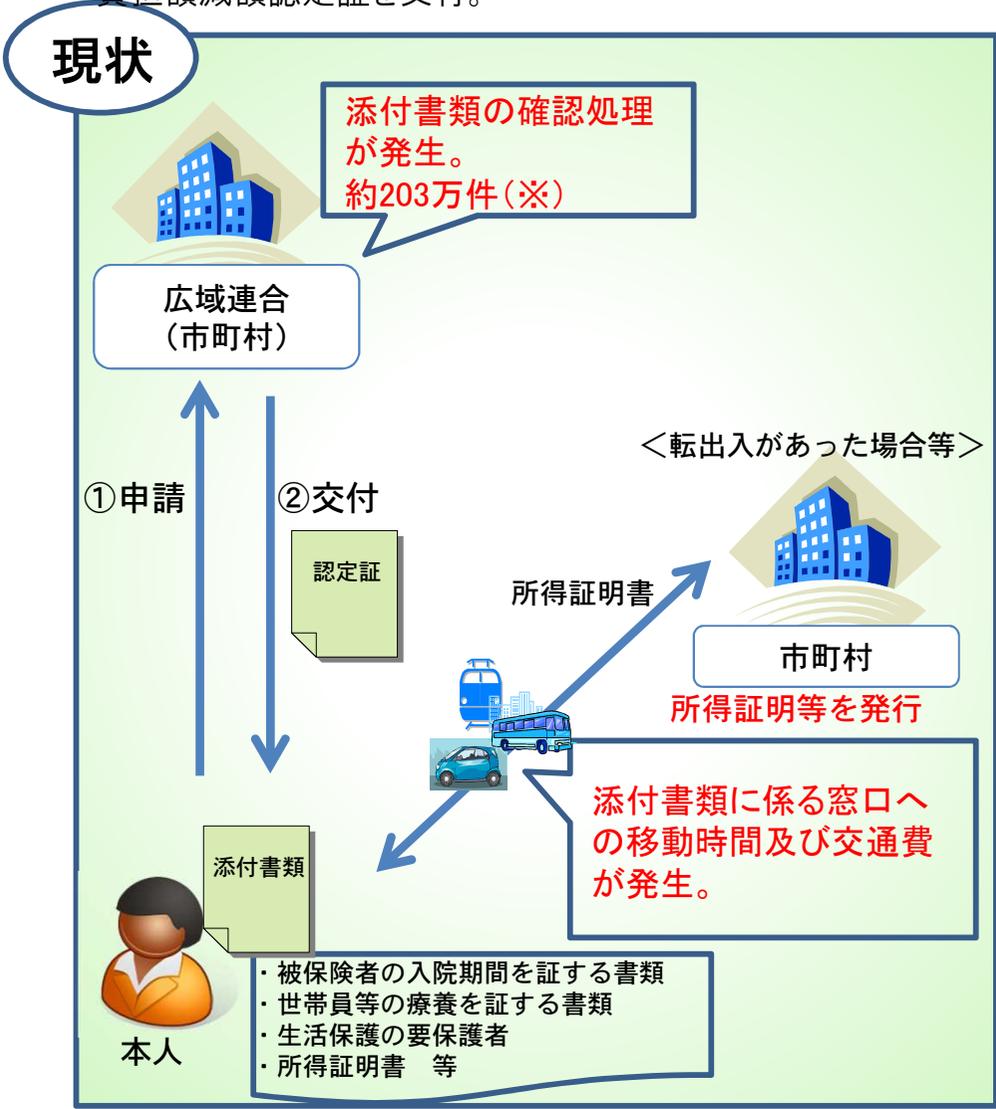
※平成27年2月時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

【制度の概要】

限度額適用を受けるため、申請書を広域連合に提出。添付された所得証明書等を基に審査し、認定されると限度額適用・標準負担額減額認定証を交付。

【番号制度導入後の効果】

情報提供ネットワークシステムにより所得情報等を市町村に照会し、所得証明書の添付を縮減。当該情報等に基づき審査。



※被保険者数 約1,517万人(平成24年度末)。

限度額適用認定者数 約203万人(平成24年度「後期高齢者医療制度実施状況調査」より)

転入者(第1号被保険者)の介護保険料算定

※平成27年2月時点での想定であり、番号制度の具体的な制度設計を踏まえ、今後変更がありうる。

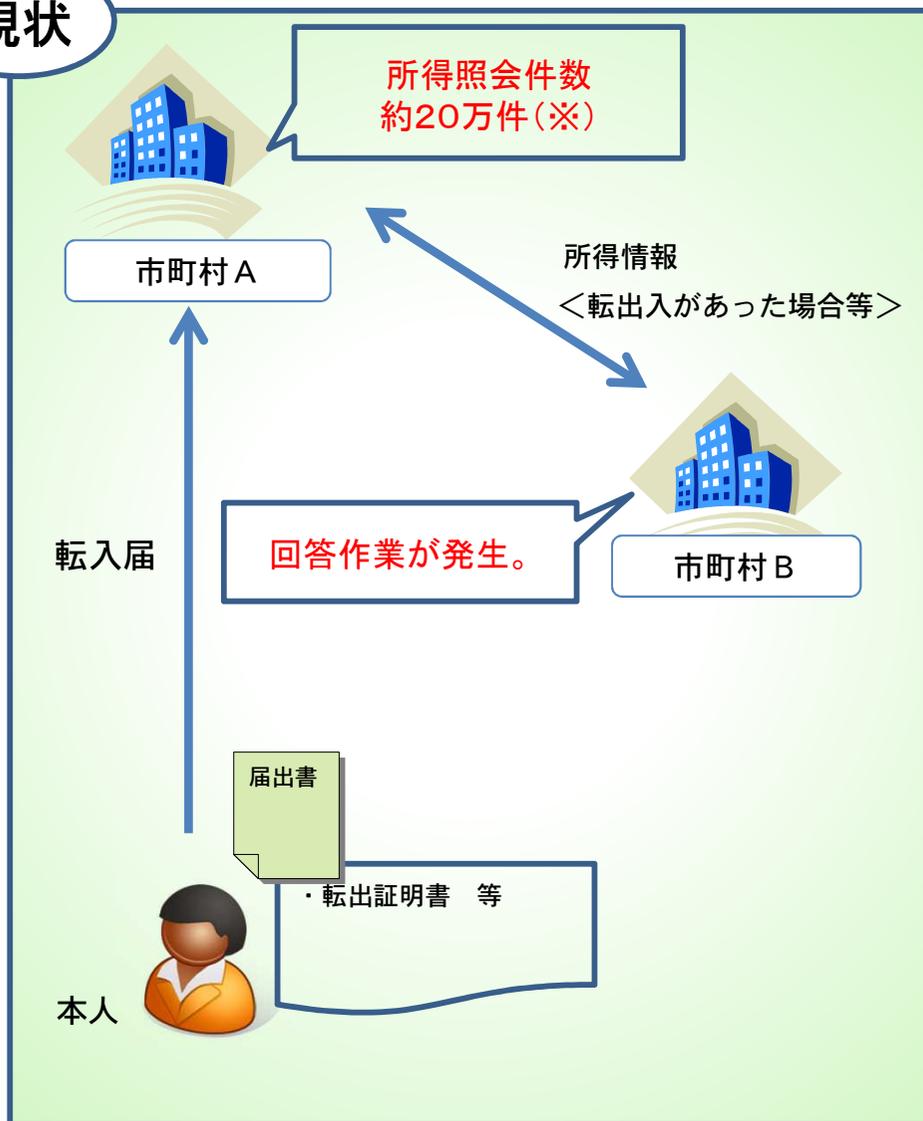
【制度の概要】

他の市町村より転入した場合は、介護保険料算定の基礎となる住民税の課税資料について1月1日に住民登録のあった市町村に所得照会を実施。

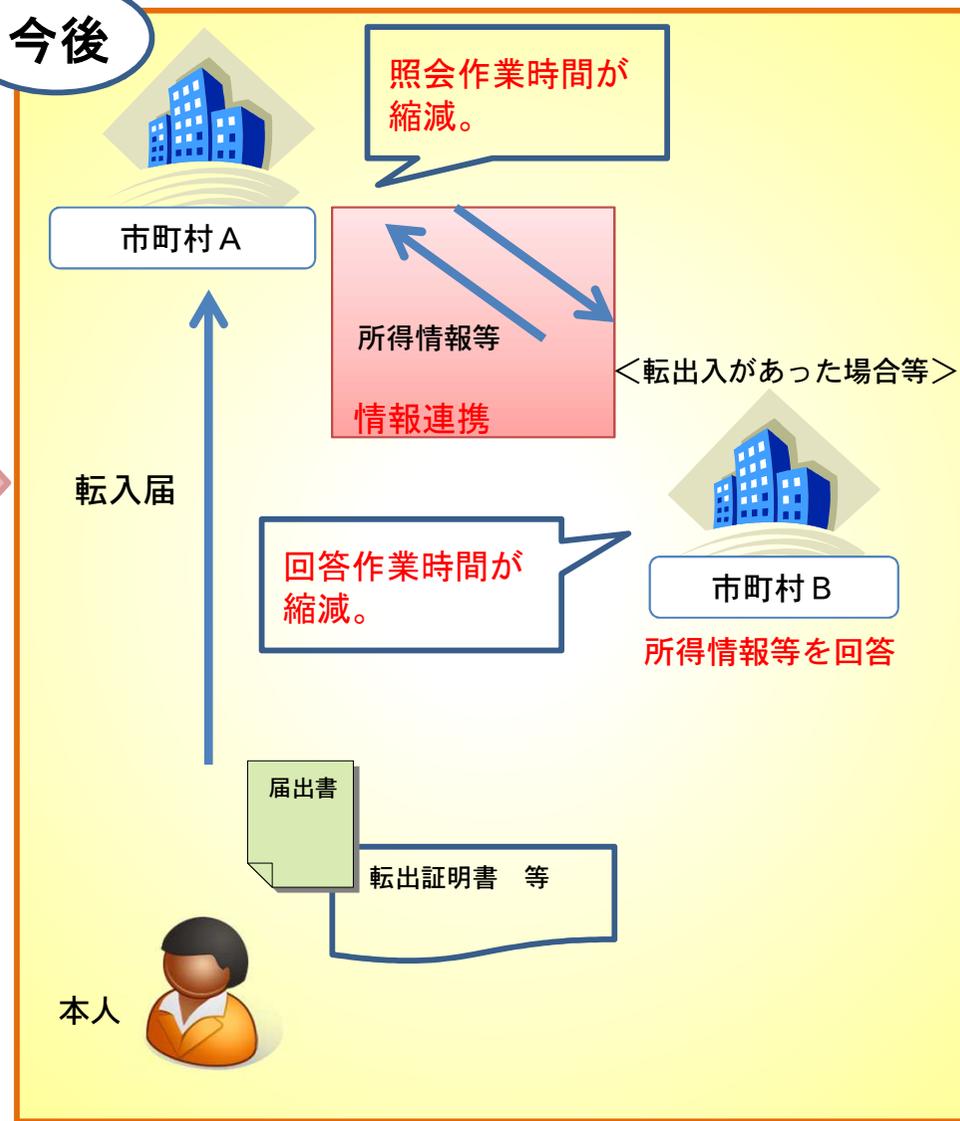
【番号制度導入後の効果】

情報提供ネットワークシステムにより住民税の課税に関する情報を1月1日に住民票のあった市町村に照会。当該情報等に基づき介護保険料を算定。

現状



今後

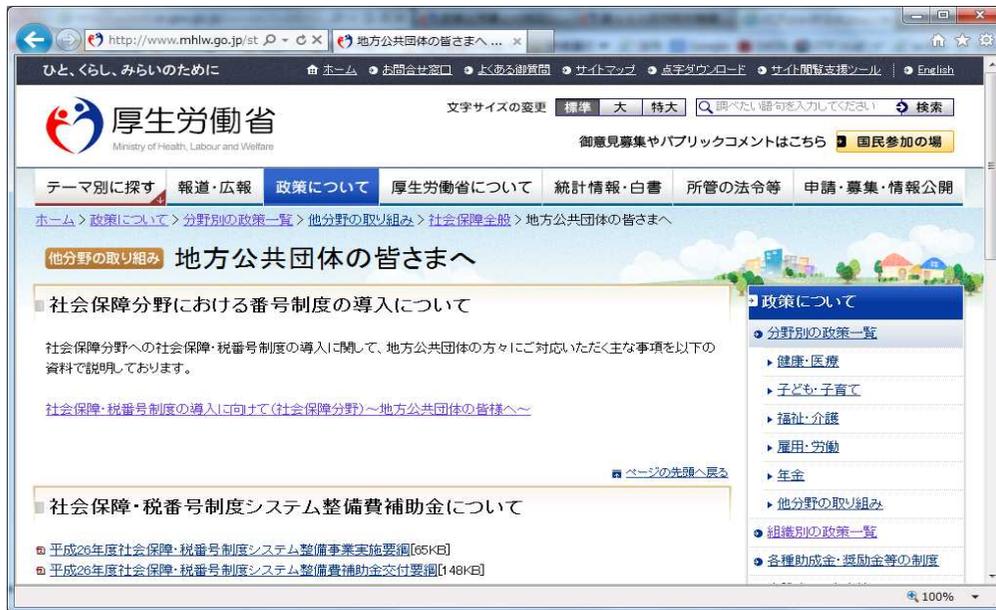


※第1号被保険者数 約3,094万人、転入 約20万人(平成24年度介護保険事業状況報告)。

4. 個人番号の利用・情報連携を行う具体的な手続

地方公共団体向け資料の掲載場所

○厚生労働省HP 地方公共団体向けページ トップページ→「社会保障・税番号制度」→「地方公共団体のみなさまへ」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000063255.html>



個人番号の利用・情報連携を行う具体的な手続

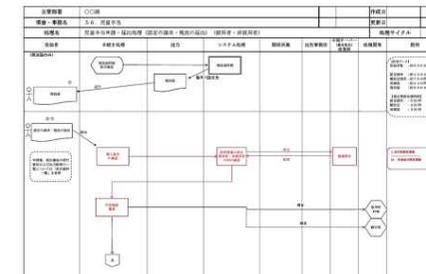
手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	補給でも対応事例
生活保護の申請	法24	申請者(要保護者)	都道府県、市、町、村 福祉事務所	申請書に申請者(要保護者)の個人番号を記入	市町村から申請者(要保護者)の所得情報、年金保険者から申請者(要保護者)の給付情報、医療保険者から申請者(要保護者)の加入情報を、厚生省から申請者(要保護者)の雇用保険給付情報を取得	所得証明書、年金証書 被保険者証、雇用保険 受給資格者証

補助金の交付要綱、Q&A

○デジタルPMO



- 各種申請書等を改正する厚生労働省令
- 「主務省令事項の整理」
- 特定個人情報データ標準レイアウト(事務手続対応版)
- 業務フローサンプルファイル など



5. 番号制度導入の準備

番号制度導入に当たっては、計画的に、かつ、着実に準備を進めていくことが必要である。

準備事項	具体的内容	主な参照資料
番号を利用する事務の特定	<ul style="list-style-type: none">番号を利用する事務、当該事務の所管課及び関係課の確認(洗い出し)	<ul style="list-style-type: none">番号法 別表第一、別表第二主務省令厚生労働省令「主務省令事項の整理」
業務の見直し	<ul style="list-style-type: none">現在の業務(事務)フローを基に、個人番号を利用する時点を確認し、新たな業務フローを作成新たな業務フローの作成に合わせ、添付書類の削減など業務効率化を検討	<ul style="list-style-type: none">番号法 別表第一、別表第二主務省令厚生労働省令「主務省令事項の整理」特定個人情報データ標準レイアウト業務フローサンプル(7. 参照)
業務システムの改修	<ul style="list-style-type: none">社会保障関係システム改修要件の整理システム改修費用の予算措置(予算要求、厚労省への補助金申請)特定個人情報保護評価の実施システム改修の調達	<ul style="list-style-type: none">中間サーバーシステム方式設計書外部インターフェイス仕様書地方公共団体の対応例特定個人情報データ標準レイアウト特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)

平成28年1月番号利用開始、平成29年7月情報連携開始に向け着実な準備を！

6. 番号制度導入の準備に必要な法令等

番号法別表第一主務省令： 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)

- 番号法別表第1に基づき、個人番号を利用する具体的な事務手続を定めたもの。

番号法別表第二主務省令： 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)

- 番号法別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会を行う具体的な事務手続、情報提供する特定個人情報の内容を定めるもの。

各種申請書等を改正する厚生労働省令： 各種様式への個人番号の追加等に関する厚生労働省令の改正

- 番号制度の施行に伴い、各種申請書様式や申請項目へ個人番号を追加するための厚生労働省令の改正を実施予定。(H27.2現在、デジタルPMOで改正内容を掲載中)

「主務省令事項の整理」： 番号法別表第一及び第二に規定される主務省令事項の整理

- 個人番号利用事務及び特定個人情報について、別表第1及び第2のそれぞれの項ごとに整理したもの。(デジタルPMOに掲載中)

特定個人情報データ標準レイアウト（事務手続対応版）

- 特定個人情報毎のデータ標準レイアウトと「番号法別表第1及び第2に規定される主務省令事項の整理」による事務手続との対応を整理したもの。(デジタルPMOに掲載中)

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）

- 地方公共団体が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針。
- 本ガイドラインを遵守しないと法令違反と判断される可能性あり。

番号法施行に伴う様式改正例(児童手当の認定請求書に個人番号欄を追加)

※現時点で想定される例であり、今後の検討過程で変更があり得る

児童手当・特例給付 認定請求書															提出年月日		※受付確認年月日			
															平成 . .		平成 . .			
請求者	(ふりがな) 氏名 (法人名等)		個人番号										支金		名称		口座番号			
	職業 ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者		住所 (法人の主たる事務所の所在地)		電話 ()										払融					
	性別	男・女	生年月日	明治 大正 昭和 平成	配偶者の有無		有・無	(ふりがな) 配偶者の氏名	配偶者の職業		ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者		希機		望関					
児童	氏名		続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所		監護の有無	生計関係	※児童との関係で、該当する場合に○印		※3歳未満の児童○印	※3歳以上小学校修了前の児童○印	※小学校修了後中学校修了前の児童○印					
				平成 . .	同・別	平成 年 月			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母									
				平成 . .	同・別	平成 年 月			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母									
				平成 . .	同・別	平成 年 月			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母									
				平成 . .	同・別	平成 年 月			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母									
				平成 . .	同・別	平成 年 月			有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母									
加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種別			ア. 厚生年金保険 イ. 私立学校教職員共済 ウ. 国家公務員共済		エ. 地方公務員等共済 オ. 国民年金 カ. その他 ()		調護所得の有無		有・無	認定・却下	認定・却下年月日	支給開始年月	区分	手当月額						
							扶養親族等及び児童の数 人			却下	平成 . .	平成 .	・児童手当 ・特例給付	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 中学生分 円 計 円						
							うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数 人			控除後の所得額	所得制限限度額									
							所得の状況		平成 年分所得額 円	円	円	円								
※審査	平成 年 分 所得の合計額		控除																	
	円		雑損控除額 円	医療費控除額 円	小規模企業共済等掛金控除額 円	障害者控除額 円	寡母・寡夫・勤労学生控除額 円	児童手当法施行令第3条第1項による控除					80,000円							

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ※印の欄は、記入しないでください。字は、楷書(かいしよ)ではっきり書いてください。記入押印に代えて、署名することができます。

7. 業務フローの確認及び見直し

- 各地方公共団体においては、個人番号利用事務、情報連携を行う事務とその内容、申請書等の変更などをご確認いただき、既存の業務フローの変更箇所等の確認を進めていく必要がある。

1 現行業務フローの確認

現行業務フローの確認(存在しない場合は作成)に当たっては、以下のポイントに注意する。

- ① 次の情報が網羅されているか。
 - ・業務関係者及び組織体(申請者、自団体の自組織職員及び他組織職員、他団体の関係者等)
 - ・取り扱う情報(申請情報、組織内で保有している情報、他組織から入手する情報等)
 - ・情報格納場所(業務システム、出力帳票等)
- ② 業務及び情報の流れ並びに処理の判断が明確かつ正しく整理されており、実際の業務と相違ないか。

2 見直し後業務フローの作成

現行業務フローを元に、以下の観点から番号制度導入後の業務フローを作成する。

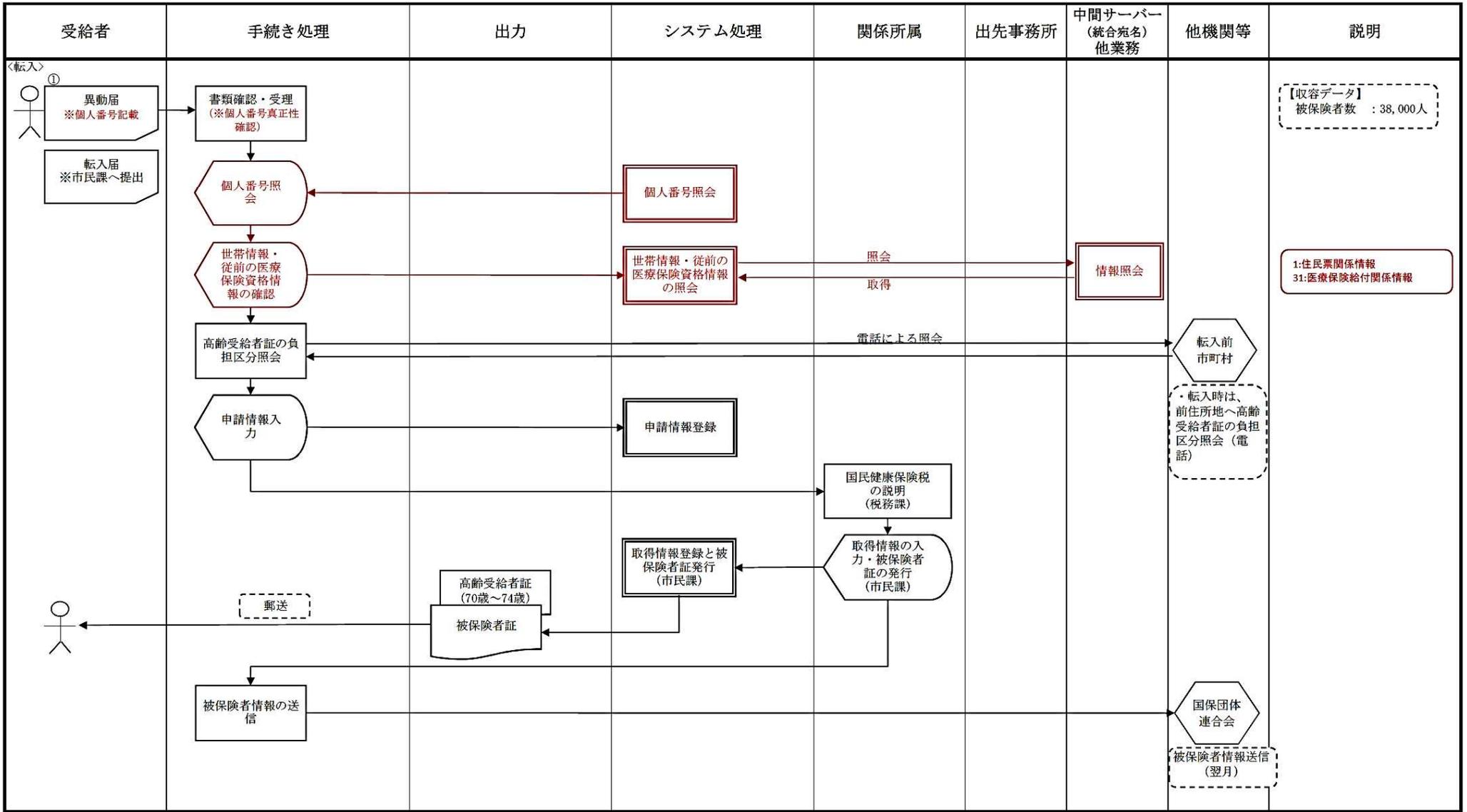
- ① 情報連携で入手することになる情報は、文書照会・添付書類での確認からシステム間情報連携へ変更
- ② 制度導入に伴い業務処理の標準化、効率化の余地がないか(他業務と比較し複雑な処理がないか等)。

※業務フローサンプル(デジタルPMOに掲載)

社会保障関係事務・手続における番号制度導入後の業務フローサンプルを提示するので、参考の上、自治体独自の業務フローを作成すること(サンプルはあくまで一例であり、自治体の業務を踏まえて作成すること)。

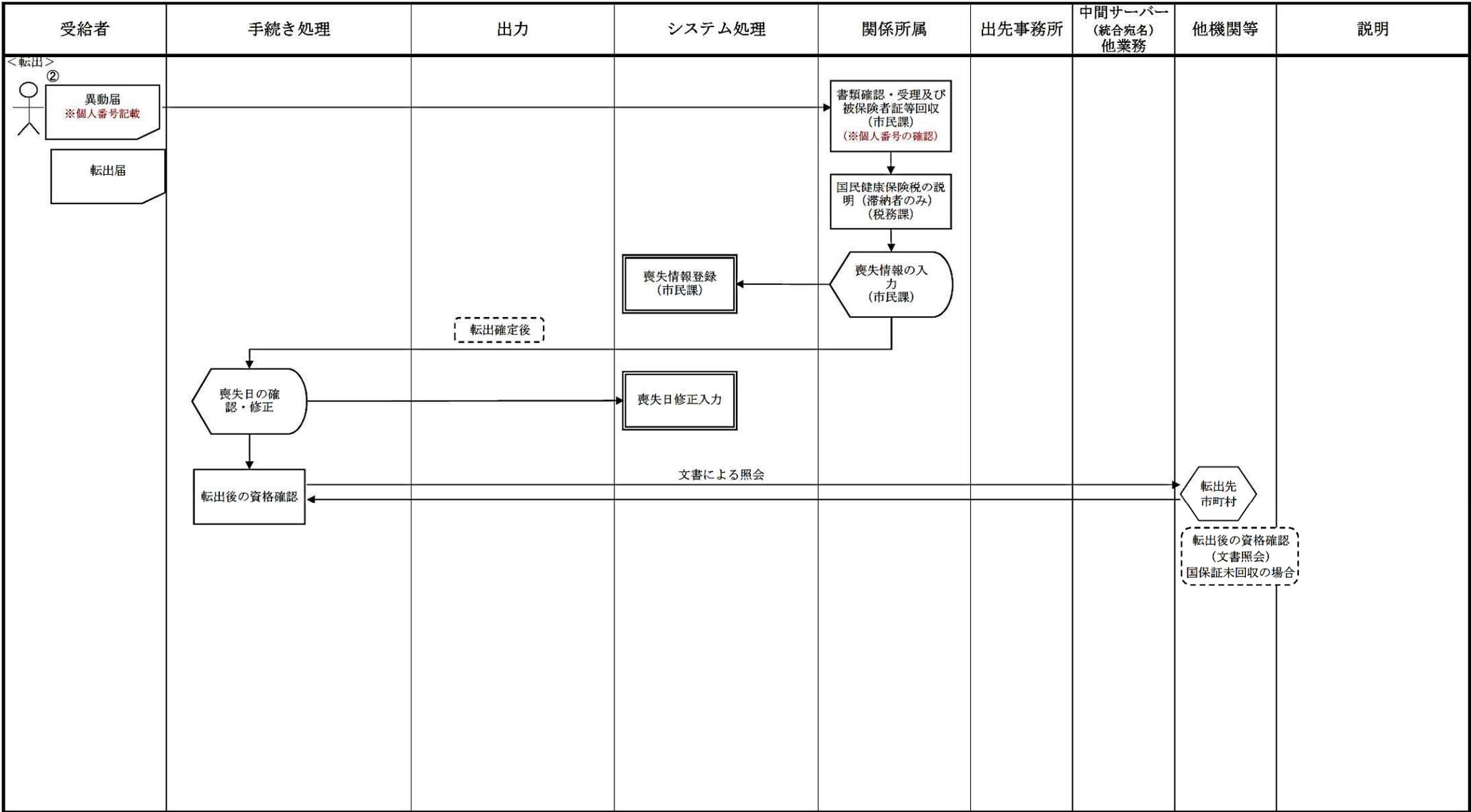
業務フローサンプル例（国民健康保険届出処理 2-1）

主管部署	〇〇課	作成者		作成日		頁	
項番・事務名	30. 国保資格異動（転入・転出）	更新者		更新日		1/2	
処理名	届出処理				処理サイクル		



業務フローサンプル例（国民健康保険届出処理 2-2）

主管部署	〇〇課	作成者		作成日		頁
項番・事務名	30. 国保資格異動（転入・転出）	更新者		更新日		2/2
処理名	届出処理				処理サイクル	



8. 業務システム改修に係る国庫補助等

1 補助対象団体

都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)

※ 介護保険等の一部事務組合又は広域連合(以下「一部事務組合等」という。)も対象。

2 補助対象システムと対象経費等

(1) 補助対象システム

- ① 都道府県・・・生活保護、障害者福祉、児童福祉、健康管理のシステム
- ② 市町村・・・生活保護、障害者福祉、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療(市町村分)、介護保険、健康管理、国民年金のシステム

(2) 対象経費

社会保障・税番号制度導入に必要な業務システムの改修(番号対応部分)に係る経費。

表 各年度事業における対象経費

事業	対象経費
26年度事業	システム設計、プログラム開発・単体テスト
27年度事業	プログラム結合・総合テスト、団体内連携テスト
28年度事業	総合運用テスト

※ 26年度に交付申請行っていない自治体(26年度に交付申請を行っていても申請額が基準額を下回る自治体も含む。)は、27年度に26年度事業分の申請が可能。

パッケージソフトの場合であっても、番号対応部分に係る対象経費を抽出した上で、上記区分に分けて申請する必要あり。

(3) 社会保障・税番号制度導入に必要なシステム改修の例

- 個人番号利用に伴う表示機能(画面、帳票)の改修
 - データベースにおけるデータ項目の追加
 - 個人番号による検索機能の追加
 - 情報連携に伴う業務プログラムの改修
(中間サーバーへの情報提供データの抽出、情報照会内容の表示等) 等
- ※ 中間サーバ・ハードウェアの整備経費等を除く。

3 補助額

- 補助対象経費として厚生労働大臣が認めた額の 2/3(国民年金、及び障害者福祉のうちの特別児童扶養手当については、10/10)
※ 千円未満の端数は切り捨て、地方負担分(1/3)については、普通交付税及び特別交付税措置。
- 国庫補助基準額は、予算の範囲内において、想定事業費(注)を基礎として人口規模及びシステム類型に応じた標準的な費用として算出。
- 基準額は、人口規模で公平に算出するため、単純に人口規模区分に当てはめるのではなく、自治体の人口数に応じて基準額が増加するように算出。また、1次交付、2次交付以降を通じて同様の算出方法とすることで、公平に算出。
- なお、基準額は、一般分及び国民年金・特別児童扶養手当分の区分で設定。各自治体は、当該区分ごとの配分額の範囲内で、システム別に事業費を配分し交付申請することが可能。

4 27年度予算政府案

27年度はシステム改修に必要な経費(プログラム結合・総合テスト、団体内連携テスト分)

■国庫補助の対象

番号制度の導入に係る地方公共団体のシステム整備(下記システム)について、平成26年度から平成28年度にかけて国庫補助を措置。

(単位:億円)

項目		H26	H27
社会保障システム (国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、障害者福祉、児童福祉、生活保護、介護保険、健康管理)	事業費	271.1	225.3
	国庫補助	185.3	154.2

■国庫補助率

・補助率 = 2/3 : 国民健康保険、後期高齢者医療(市町村分※)、障害者福祉(特別児童扶養手当を除く)、児童福祉、生活保護、介護保険、健康管理
※後期高齢者医療広域連合については別途国庫補助を実施。

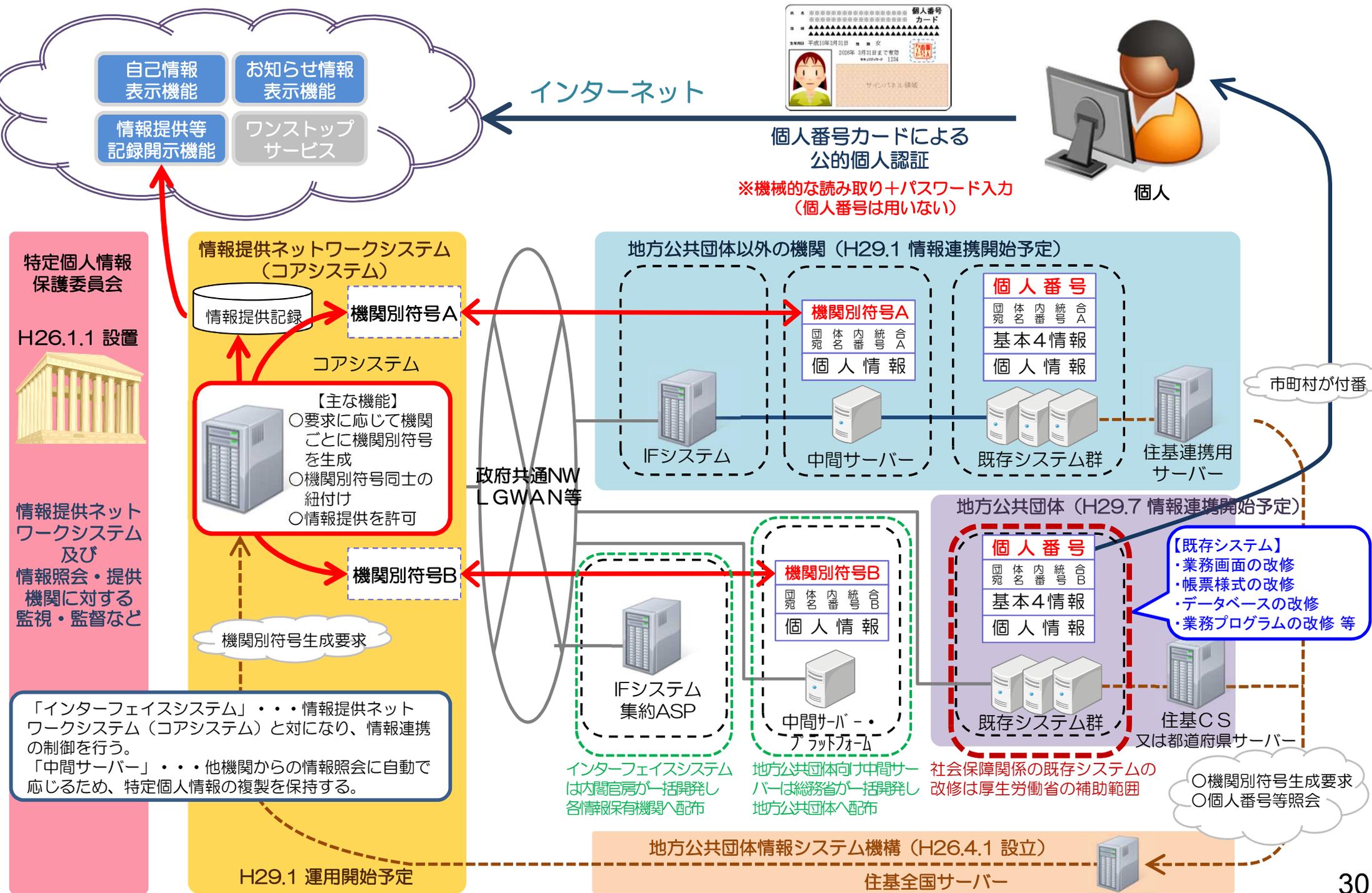
・補助率 = 10/10 : 国民年金、特別児童扶養手当

■社会保障システムの地方負担分(1/3)については、普通交付税及び特別交付税措置。

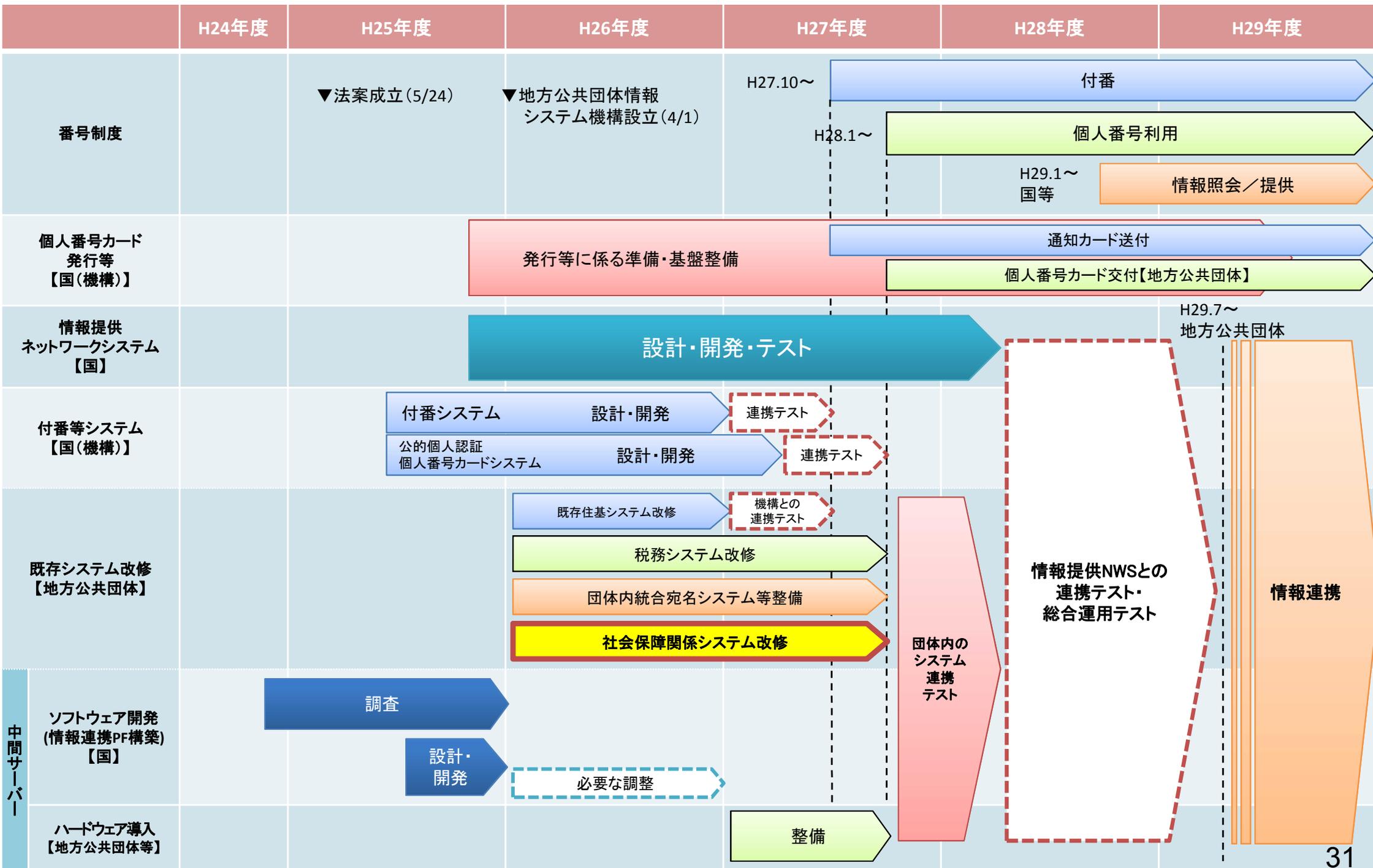
(参考) 地方公共団体の社会保障関係システム

システム名		概要
都道府県・市町村	生活保護システム	生活保護の対象者の生活相談受付、保護申請審査、支給管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	障害者福祉システム	障害者資格の管理、給付の管理、進達処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	児童福祉システム	児童手当、児童扶養手当等の対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理、その他保育所保育料の算定等を行うシステムを指す。
市町村	国民年金システム	国民年金第1号被保険者の資格、付加保険料、保険料の免除等、年金給付の情報の管理等を行うシステムを指す。
	国民健康保険システム	国民健康保険の資格の管理、保険料(税)の賦課・収納管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	後期高齢者医療システム	後期高齢者医療の資格の管理、保険料(税)の賦課・収納管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	介護保険システム	介護保険被保険者の資格管理・介護保険料の賦課・介護保険料の収納管理・受給者の台帳管理を行うシステムを指す。
	健康管理システム	乳幼児及び高齢者の予防接種管理対象者への予防接種の案内通知、接種履歴管理、その他保健衛生等の管理を行うシステムを指す。

(参考) 社会保障関係システム改修支援等の範囲

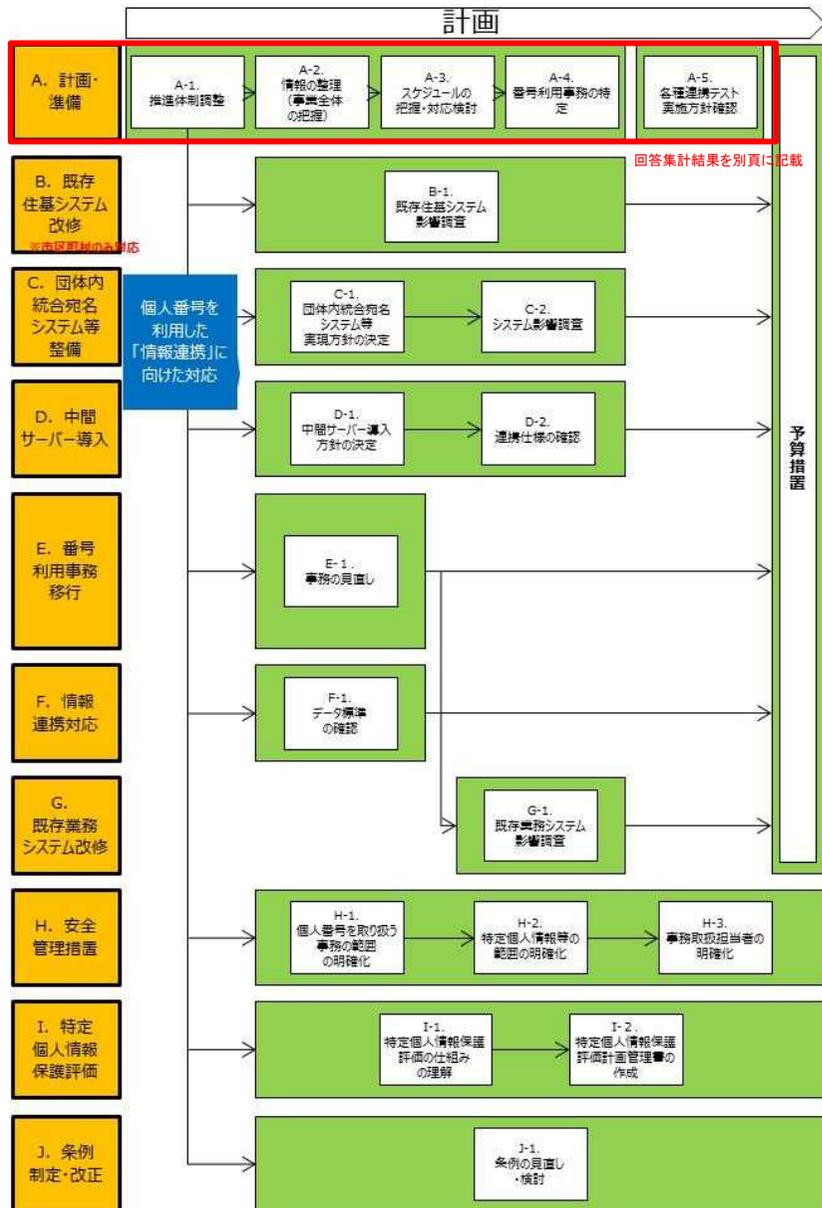


(参考) 番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール



(参考) 推奨アクションプラン(計画編)の概要

番号制度の運用開始に向け、地方公共団体が実施すべき各種タスクを体系化し「推奨アクションプラン」として作業項目を定義。「計画編」では地方公共団体における番号制度対応の進捗状況の把握を目的とし、今後策定する「実行編」において進捗状況の管理を行う。



作業項目	対応事項	備考
A.計画・準備	番号制度対応の開始に当たり、推進体制の発足、各種情報の収集、スケジュール作成等、B.既存住基システム改修～J.条例制定・改正の対応を行う上での基本的な準備を行う。	-
B.既存住基システム改修	個人番号は、地方公共団体情報システム機構が住民票コードを基に生成を行う。そのため、地方公共団体においては、既存住基システムに対し、「住民票記載事項の追加」、「住基ネットとの連携」、「中間サーバーとの連携」等の改修を行う必要がある。	当該作業については、市区町村のみが対象となる。
C.団体内統合宛名システム等整備	個人情報の保護等の観点から、中間サーバーでは個人番号を保持せず、情報連携に用いる符号と、各団体内において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号等で、個人の紐付を行うこととするため、個人番号と団体内統合宛名番号等をひも付ける団体内統合宛名システム等の整備が必要となる。	統一的に宛名を管理するためのシステムの有無や地方公共団体における宛名情報の統合度合いによって、対応が異なる。
D.中間サーバー導入	個人番号による情報連携を行うため、情報提供ネットワークシステムと団体内のシステムとの「仲介」の役割を担う。中間サーバーのソフトウェアは国において一括開発するため、地方公共団体においてはハードウェアを整備することが必要となる。	全国2箇所の中間サーバー・プラットフォームを利用する場合は、調達等の対応は不要。
E.番号利用事務移行	番号制度開始に伴い、番号法別表第一及び別表第二に規定された事務を見直すこととなる。該当事務の見直しに当たり、番号法別表第一及び別表第二に規定された事務の内、地方公共団体が情報照会者・情報提供者となる事務・手続の特定、変更となる業務プロセスを定義し、帳票等を含めた番号利用事務への移行に備えることが必要となる。	-
F.情報連携対応	番号制度における情報連携においては、既存業務システムと中間サーバーとのデータ連携(同期)が円滑に行われることが必須となる。地方公共団体においては、情報提供NWSを含めた大規模な「総合運用テスト」に向けて、改修後の既存業務システムと中間サーバーとの連携テストを実施し、データ連携が可能な状態としておく必要がある。	-
G.既存業務システム改修	番号制度開始に伴う個人番号及び法人番号の取得や既存データとの紐付等を行うため、既存業務システムの改修を行うことが必要となる。	都道府県、市区町村によって対象となる既存システムは異なる。
H.安全管理措置	個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のために、保護対象を明確化し措置を講ずる必要がある。	-
I.特定個人情報保護評価	番号制度の開始に向けて、地方公共団体においては、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保を目的とした、特定個人情報保護評価を実施する必要がある。	-
J.条例制定・改正	特定個人情報の庁内連携や独自利用、個人番号カードの独自利用、個人情報保護関連条例の見直しに伴い、各種条例の制定・改正を実施する必要がある。	-

(参考) デジタルPMO(番号制度に関する情報伝達のインフラ)

社会保障・税番号制度の運用開始に向け、国・地方公共団体・各データ保有機関の連携を図るため、番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール



文書一括管理・公開機能

内閣官房、関係府省から提供される番号制度に関する資料のほか、**各自治体から登録された番号制度への取組情報の共有**が可能

事務・手続、データ標準ダウンロード

最新の番号利用事務・手続、データ標準レイアウトはデジタルPMOからダウンロード

FAQ・問い合わせ機能

平成27年2月現在200件以上のFAQを搭載(順次追加)
FAQにない質問はフォームで問合せ可能

利用にはインターネットに接続可能なパソコンとアカウントが必要。
アカウントは各自治体の番号制度担当窓口で発行可能

特定個人情報の適正な取扱いに 関するガイドラインのポイント (地方公共団体等向け)

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」の概要

安心・安全の確保

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないか。
- 他人の個人番号を用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないか。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないか。



番号法においては、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人番号の利用範囲を限定し、利用目的以外の目的での利用を禁止するなど各種の保護措置が設けられています。

特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。



趣旨

- 番号法の規定及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説しています。
- 地方公共団体等の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、個人番号が実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

※ 番号法において、国は個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずる（4条）、委員会は個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な行政機関や民間事業者に対する指導及び助言等の措置を講ずる（37条）とされています。

種別

- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）
- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）
- （別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

<ガイドラインの構成（共通）>

- 第1 はじめに
- 第2 用語の定義等
- 第3 総論〔目的、適用対象、位置付け等を記述〕
- 第4 各論〔利用の制限、安全管理、提供の制限等を記述〕
- （別添）特定個人情報に関する安全管理措置

地方公共団体等における個人番号利用事務等

個人番号関係事務

○地方公共団体等が、法令又は条例の規定により、職員等から個人番号の提供を受けて、これを給与所得の源泉徴収票、給与支払報告書等の必要な書類に記載して、税務署長、市区町村長等に提出する事務。

個人番号関係事務実施者

※委託を受けた者を含む。

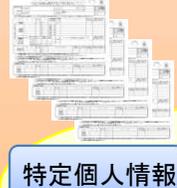
地方公共団体等



収集

特定個人情報ファイル(イメージ)

個人番号	氏名	住所
5678...	難波一郎	*****
1234...	番号太郎	*****



保管

特定個人情報

支払調書(イメージ)

支払いを	個人番号 1234...
受ける者	氏 名 番号太郎

源泉徴収票(イメージ)

支払いを	個人番号 5678...
受ける者	氏 名 難波一郎

- ・法定調書等の提出
- ・共済組合への申請・届出 等

特定個人情報
情報の提供

個人番号利用事務

○地方公共団体等が、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、個人番号を利用して個人情報を検索、管理する事務。

個人番号利用事務実施者

※委託を受けた者を含む。

地方公共団体、税務署、共済組合等



特定個人情報ファイル(イメージ)

個人番号	氏名	住所
5678...	難波一郎	*****
9876...	番号花子	*****



保管

特定個人情報

本人確認

照会

情報提供ネットワークシステム

提供

個人番号利用事務
実施者

地方公共団体、
健康保険組合等

○本人や扶養親族の個人番号を、勤務先の地方公共団体等に提示、提出。

職員等



個人番号
5678...

- ・扶養控除等申告書の提出
- ・共済組合への申請・届出等

○本人の個人番号を、講演依頼等を受けた地方公共団体等や不動産貸付先の地方公共団体等に提示、提出。

有識者・不動産所有者 等



個人番号
1234...

- ・講演料、原稿料等の支払手続
- ・不動産使用料の支払手続

○本人の個人番号を、申告書や請求書等に記載して、税務署や市役所に提出。

住民



- ・所得税の確定申告書の提出
- ・児童手当の認定請求書の提出 等

<利用の制限>

- 個人番号は、番号法があらかじめ限定的に定めた事務以外で利用することはできません。
- 地方公共団体が個人番号を利用するのは、個人番号利用事務（番号法別表第1に掲げられている事務及び番号法第9条第2項に基づいて条例で規定した事務）、個人番号関係事務（職員等の社会保障及び税に関する手続書類の作成事務）、番号法第19条第12号から第14号までに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務に限られます。
- 個人番号の例外的な利用は、①金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合に限られています。

<提供の制限>

- 個人番号利用事務等を処理するために必要がある場合に限り、本人等に個人番号の提供を求めることができます。
- 番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号の提供を求めてはなりません。
- 番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

<番号法で限定的に明記された場合>（番号法第19条各号（抄））

- a 個人番号利用事務実施者からの提供（第1号）
- b 個人番号関係事務実施者からの提供（第2号）
- c 本人又は代理人からの提供（第3号）
- d 機構による個人番号の提供（第4号、第14条第2項、施行令第11条）
- e 委託、合併に伴う提供（第5号）
- f 住民基本台帳法上の規定に基づく提供（第6号、施行令第19条）
- g 情報提供ネットワークシステムを通じた提供（第7号、施行令第21条）
- h 国税・地方税法令に基づく国税連携及び地方税連携による提供（第8号、施行令第22条、第23条）
- i 地方公共団体の他の機関に対する提供（第9号）
- j 委員会からの提供の求め（第11号）
- k 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供（第12号、施行令第26条、施行令別表）
- l 人の生命、身体又は財産の保護のための提供（第13号）
- m 委員会規則に基づく提供（第14号）

<収集・保管制限>

- 番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管してはなりません。
- 番号法で限定的に明記された事務を処理する必要がなくなった場合で、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

委 託

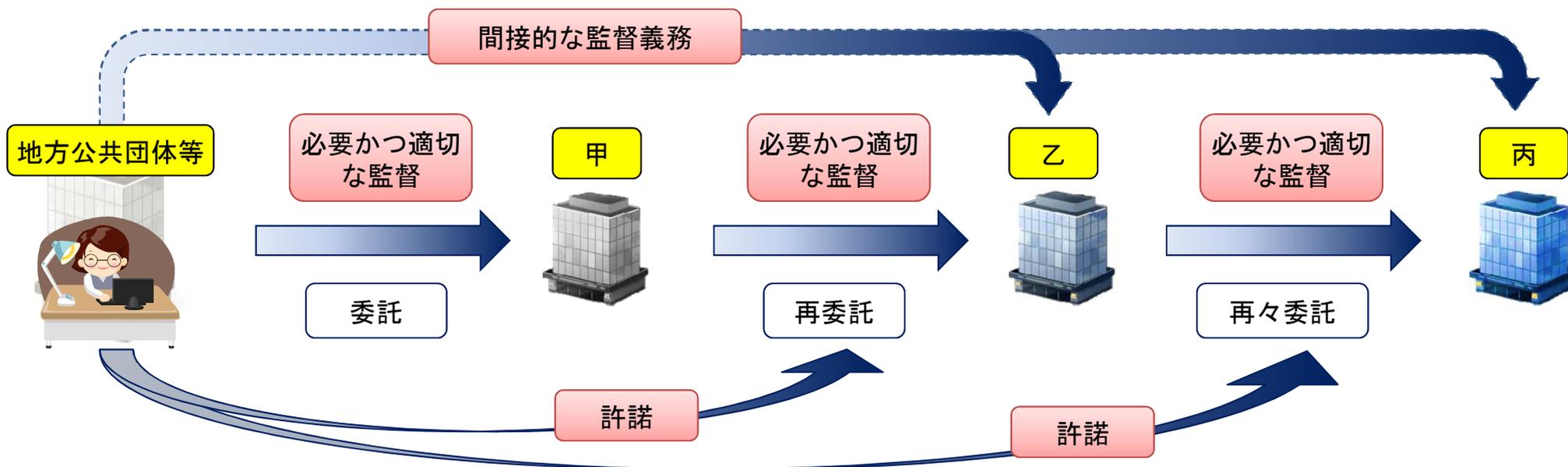
- 委託者（地方公共団体等）は、委託先において、番号法に基づき個人番号利用事務等を行う委託者が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- 委託先が再委託する場合は、最初の委託者（地方公共団体等）の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。再々委託以降も同様です。

《必要かつ適切な監督》

- ① 委託先の適切な選定
- ② 委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約の締結
(契約に盛り込む必要がある内容)

秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、特定個人情報を取り扱う従業員の明確化、従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定、必要があると認めるときに実地調査を行うことができる規定等

- ③ 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握



情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携

- 地方公共団体等は、番号法第19条第7号の規定及び別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を受け、又は情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報を提供することとなります。
- 情報提供者は、番号法第19条第7号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、同法第21条第2項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、番号法施行令で定めるところにより、情報照会者に対して求められた特定個人情報を提供しなければなりません。（番号法第22条第1項）
- ※ 情報提供ネットワークシステムを使用できる者は限定されており、地方公共団体等から個人番号利用事務の委託を受けた者（法令の規定により、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者及び同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者を除く。）は、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことはできません。

情報提供等の記録

情報照会者及び情報提供者となる地方公共団体等は、情報提供等の記録を7年間保存しなければなりません。

特定個人情報保護評価

- 特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものです。（特定個人情報保護評価の詳細は、「特定個人情報保護評価に関する規則」及び「特定個人情報保護評価指針」を参照してください。）

特定個人情報保護評価に記載した措置の実施

- 評価実施機関は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずることとなります。

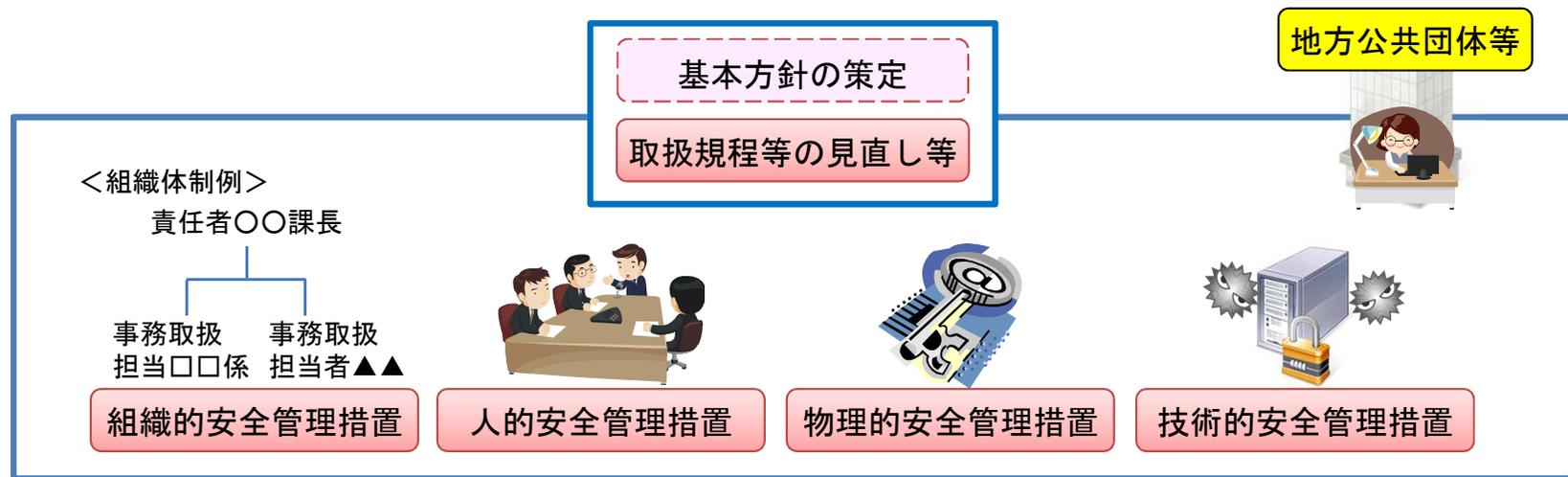
特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

- 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられているにもかかわらずこれを実施していない場合は、情報連携を行うことが禁止されています（番号法第21条第2項第2号、第27条第6項）。

(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置の概要

安全管理措置

- 個人番号・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、職員等に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。



《基本方針の策定》

- 特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要です。

《組織的安全管理措置》

- 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

《取扱規程等の見直し等》

- 特定個人情報等の具体的な取扱いを定めるために、取扱規程等の見直し等を行わなければなりません。
- 特定個人情報等の複製及び送信、特定個人情報等が保存されている電子媒体等の外部への送付及び持出し等については、責任者の指示に従い行うことを定めること等が重要です。

《人的安全管理措置》

- 事務取扱担当者の監督・教育

《物理的安全管理措置》

- 特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

《技術的安全管理措置》

- アクセス制御、アクセス者の識別と認証、不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止

※ 特定個人情報等：個人番号及び特定個人情報

事業主向け広報

マイナンバー広報実施計画(案)(平成26・27年度)



集中的な広報展開を
予定している時期

27年1月
マイナンバー元年

27年4月

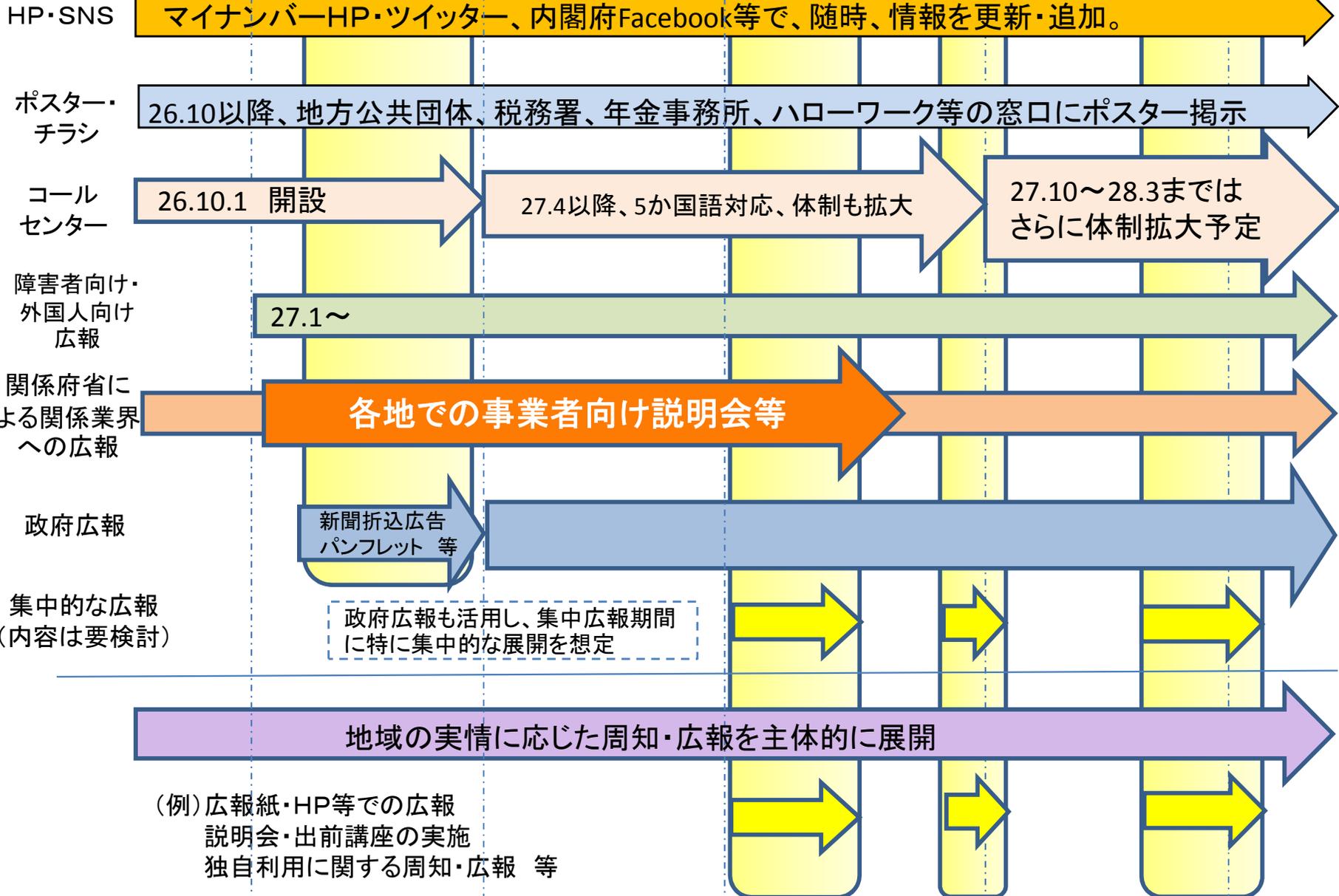
27年7月～
番号通知3か月前

27年10月～
番号通知前

28年1月～
利用開始前

国の広報

地方公共団体の
広報展開



マイナンバー説明会実施予定(平成27年1月時点)

事業者等向け説明会	地方公共団体等向け説明会
<ul style="list-style-type: none"> ・日本経団連等主催の事業者向け説明会 (内閣府・委員会) ※全国ブロック単位で開催予定 ※都道府県等主催の事業者向け説明会にも講師派遣予定 ・中小企業基盤整備機構主催説明会(内閣府・委員会) ・金融機関関係団体主催説明会(委員会) ・財務局による金融機関・経済団体等向け説明会を 活用した普及啓発 ・その他、関係業界・個別企業のセミナー等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体関係部局等への説明会 (関係各省庁)

(参考) 広報協力依頼文書発出団体(平成26年10月)

○経済団体

日本経団連、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会

○税関係団体

日本税理士会、全国法人会総連合、納税協会連合会、全国青色申告会総連合、
全国間税会総連合会、全国納税貯蓄組合連合会、日本酒造組合中央会、日本蒸留酒酒造組合、
ビール酒造組合、日本洋酒酒造組合、全国卸売酒販組合中央会、全国小売酒販組合中央会、
日本ワイナリー協会、日本洋酒輸入協会、全国地ビール醸造者協議会

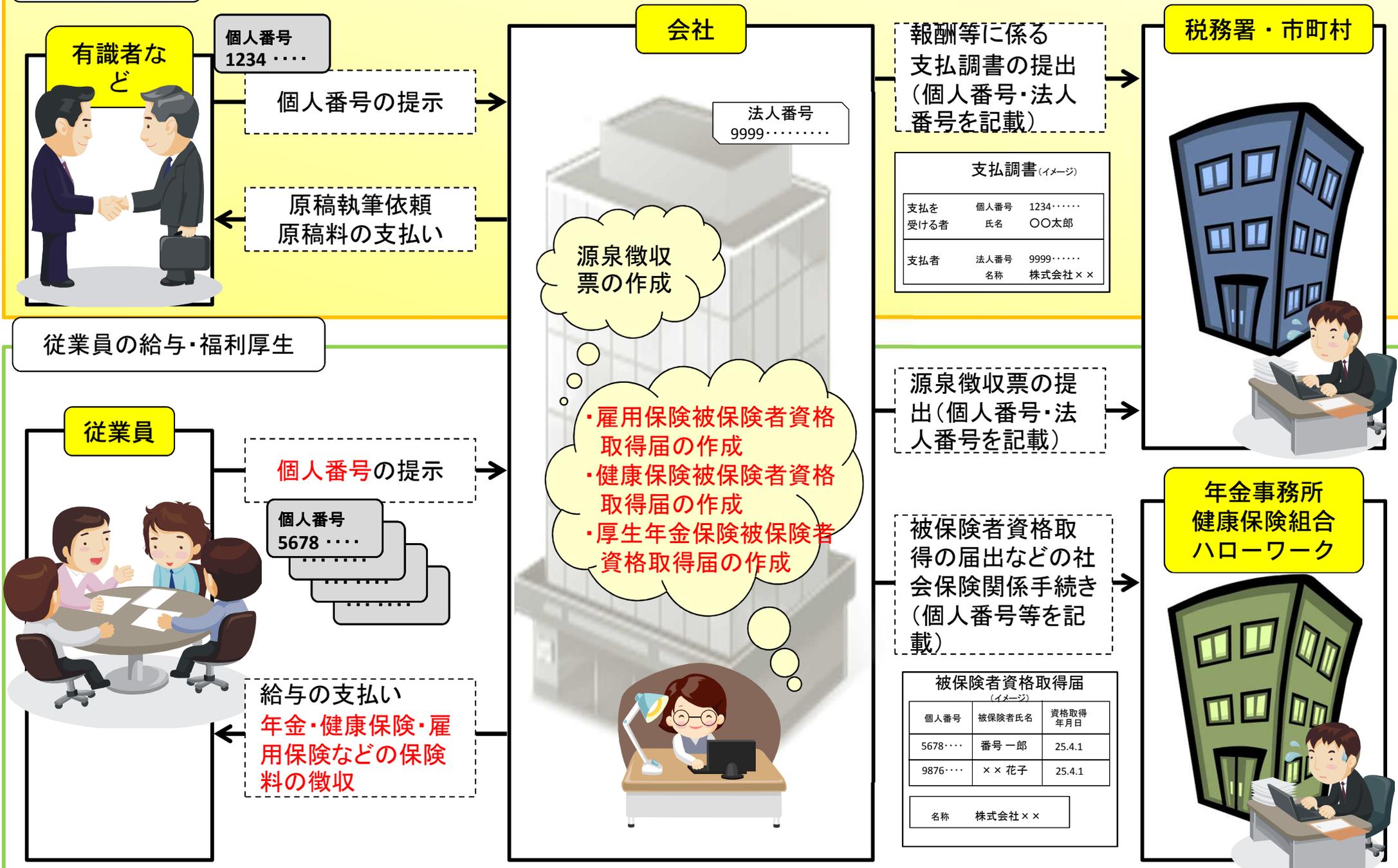
○社会保障関係団体

健康保険組合連合会、国民健康保険中央会、全国健康保険協会
全国社会福祉協議会、日本生活協同組合連合会
全国社会保険労務士会連合会、日本労働組合総連合会、全国労働保険事務組合連合会、
日本造船工業会、全国建設労働組合総連合

民間企業における個人番号の利用例

※現時点で想定される例であり、今後の検討過程で変更があり得る

BUSINESS



番号制度導入に伴う社会保険関連手続の変更について

1. 概要

- 社会保障・税番号制度導入に伴い、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の届出様式等に「個人番号」や「法人番号」を追加する等の改正を予定。
- 事業主の皆様には、各種届出において従業員等の個人番号を記載していただくため、従業員等からの個人番号の取得、本人確認及び適切な管理をお願いすることとなる。

※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する必要がある。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要がある。この場合、複数の利用目的をまとめて明示することは可能であり、雇用保険や健康保険の事務等をまとめて明示していただく等して、なるべく効率的にご対応いただくことを想定。

2. 具体的内容・時期

分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届 等	平成28年1月1日提出分～
健康保険・厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者(異動)届 等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・新規適用届等	平成29年1月1日提出分～

※ この他、既存の従業員・被扶養者分の個人番号について、平成28年1月以降いずれかの時期に、健康保険組合・ハローワークにご報告のお願いをする予定。

※ 国民健康保険組合については、平成28年1月1日～各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。